# 藤市男女共同参画 パートナーシッププラン





# 個性と能力を発揮して 自分らしく活躍できる まちを目指して



少子高齢化が進み、人口減少社会に入った我が国において、性別に関わりなく、 その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り 組むべき最重要課題の一つであります。

本市では、2003年3月に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を制定して以来、条例に基づく「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定し、2014年度からは第2次プランにおいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間の男女共同参画意識の変化を見ますと、今回実施した蕨市男女共同参画市民意識調査の結果からは、ワーク・ライフ・バランスが進んだことや家事・育児に参加する男性の増加により、社会における女性の活躍が期待されるようになった一方で、性別による固定的な役割分担意識が今もなお根強く残っていることやDV相談の増加などの課題が明らかになり、更なる施策の推進が求められているところであります。

そこで、これらの課題や国などの動向をはじめとした社会情勢の変化に対応するため、第2次プランを見直し、第2次プラン後期計画を策定いたしました。後期計画では、計画期間を2023年度までの5年間とし、施策の一部を女性活躍推進法に基づく蕨市女性活躍推進計画として位置付けるとともに、新たに性の多様性に関する理解促進の施策も盛り込むなど、各種施策に取り組んでまいります。

市では、今後も進む少子高齢化や人口減少など社会の大きな変化の中で、価値観の多様化にも対応しつつ、計画に掲げた、「男女が平等で自分らしく活躍できるまち蕨の実現」に向けて、市民の皆様や事業者等関係者の皆様と連携、協力しながら、男女共同参画の一層の推進を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました蕨市男女共同 参画推進委員会の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきましたすべて の皆様に心からお礼を申し上げます。

2019年3月

蕨市長 賴 髙 英 雄



# 目 次

第	1部	序論
粐	I Db	リファ

1	計画の基本的な考え方	1
	(1)計画の見直しの趣旨	1
	(2)計画の性格と位置付け	2
	(3) 計画の期間	2
2	計画策定の背景	3
	(1) 国連・国・県の動き	3
	(2) 蕨市のあゆみ	6
3	計画の基本理念	7
4	計画の目標	8
5	市、市民、事業者の責務	8
6	プランの重点施策の進捗状況と課題	Ç

### 第2部 計画の重点施策

1	男女間の暴力防止と被害者への支援	 14
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	 16
3	地域における男女共同参画の推進	 18



### 第3部 計画の内容

1	計画の体系・	22
2	施策と具体的	事業
	基本目標 [	男女の人権の尊重と意識改革 24
	課題 ]	男女共同参画意識の啓発24
	課題2	男女平等および男女共同参画を推進する教育・学習の充実 … 27
	課題3	男女間の暴力の防止と被害者支援 30
	基本目標Ⅱ	男女共同参画の環境づくり 32
	<b>基本目標Ⅱ</b> 課題 ]	<b>男女共同参画の環境づくり</b> 32 政策・方針決定過程への女性の参画 32
	課題]	政策・方針決定過程への女性の参画 32
	課題1	政策・方針決定過程への女性の参画 32 男女がともに働きやすい環境づくり 35

### 第4部 資料編

1	<b>蕨市男女共同参画白書</b> 45
	蕨市男女共同参画市民意識調査結果45
	蕨市の男女共同参画の状況
2	<b>関係法令・条例</b> ····· 70
	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例 70
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 74
	男女共同参画社会基本法 77
	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律 79
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
	埼玉県男女共同参画推進条例
3	用語集
4	<b>計画策定にあたって</b>
	策定の経過
	名簿





# 1 計画の基本的な考え方

### (1)計画の見直しの趣旨

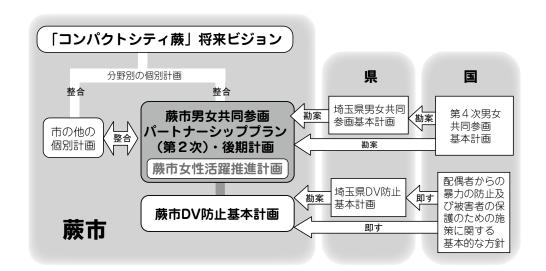
蕨市では、2003年6月1日に、蕨市の独自性と地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を施行し、条例に基づいた計画として2004年に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定しました。その後、2009年には当該プランの後期計画を、2014年には計画期間を10年とする「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このたび「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」策定から5年が経過することから、この間の計画の進捗状況とその成果を検証するとともに、社会情勢の変化や国等の動きを踏まえた上で、より効果的な施策を実施するため「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」の見直しを行い、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)・後期計画」として策定しました。



#### (2)計画の性格と位置付け

- ①この計画は、「男女共同参画社会基本法」および「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」に基づき、蕨市が男女共同参画社会の形成に向けて必要な施策を明らかにし、総合的かつ計画的に進めるための基本計画です。また、この計画中、基本目標Ⅱの課題1、2に係る部分を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ②この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」および「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。
- ③この計画は、蕨市の最上位計画である『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン』との整合性 を図り、その個別計画として位置付けられるものです。



#### (3)計画の期間

計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年とします。



# 2 計画策定の背景

#### (1)国連・国・県の動き

#### ①国連の動き

国際連合は、1975年を「国際婦人年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とする世界行動計画を採択しました。続く1976年からの10年間を「国連婦人の十年」とし、世界的に女性の地位向上、男女平等を目指して取り組んできました。その間、1979年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択し、1985年には「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。1995年に北京で開催された国連世界女性会議では、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。2000年には国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の達成状況の検討と評価が行われるとともに、完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。さらに、北京会議から10年がたった2005年には国連「北京+10」世界閣僚級会合が、2010年には国連「北京+15」記念会合が、2015年には国連「北京+20」記念会合が開催され、これまでの取り組みの確認と評価が行われました。

また、この間、2011年には既存のジェンダー\*関連の4つの国際機関が統合され、「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント\*のための国連機関)が発足、2014年には国連婦人の地位委員会において我が国が初めて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。



#### ②国の動き

国では、国際婦人年国際会議で採択された「世界行動計画」を受け、1975年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年には今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」が策定され、その間、国籍法・戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など国内関連法の整備を進め、1985年に「女子差別撤廃条約」に批准しました。

1987年には男女共同参加型社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年の第1次改正で「共同参加」から「共同参画」へと表現が改められました。1996年には北京行動綱領を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

そして、1999年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には同法に基づく初めて の計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年には内閣府に「男女共同参画局」が設置され、国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」も設置されました。また同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。「DV防止法」については、2004年および2007年、2013年に一部改正が行われ、市町村においても基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、被害者の対象範囲が拡大されたりするなど、内容が拡充されてきています。

2005年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が、2010年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、2015年には「女性活躍推進法」が成立し、女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう、事業主行動計画の策定など、事業主の責務が定められました。また、同年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層進められています。



#### ③埼玉県の動き

埼玉県においては、国際婦人年に始まる国内外の動向や県の状況を踏まえて、1980年に初めての女性計画にあたる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定されました。1986年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定され、1995年には「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

また、1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、地域性を考慮した男女 共同参画施策を推進するため、2000年に全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が 制定され、あわせて、全国では初めて「男女共同参画苦情処理機関」が設置されました。

2002年には同条例に基づく「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定するとともに、県の男女共同参画の拠点施設となる「埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)」が開設されました。

2006年には3年を計画期間とする「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、その後、2009年には改正「DV防止法」に基づいた「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」を、2012年には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」が、そして2017年には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」が策定され、取り組みを進めています。また、この間、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」については、2007年に中間見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定され、2011年には産業労働部にウーマノミクス課が設置されるとともに、男女共同参画推進センター内の女性キャリアセンターがウーマノミクス課に組織変更されるなど、女性の就労支援にも力を入れています。

さらに、2013年には「埼玉県男女共同参画基本計画」、2017年には新たな「埼玉県男女共同 参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを進めています。



### (2) 蕨市のあゆみ

蕨市では、1981年策定の「蕨市基本構想」の理念に「人間を大事にする」を掲げ、翌年の「蕨市基本計画」では「婦人」の項目立てを行い、「婦人の地位向上のための啓蒙と環境整備の充実に努める必要」を示して、女性問題の解決を市政の課題に位置付けました。「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、市内24の女性団体が一堂に会して記念事業を行ったことをきっかけに、市でも「婦人対策プロジェクトチーム」を設け、1987年に「男女共同参画型社会の実現をめざして」という構想を策定しました。また同年、「蕨市婦人行政連絡会議」(1990年に男女平等行政推進会議と改称)を、1988年には市民、女性団体、関係機関の職員で構成する「蕨市女性問題会議」を設置しました。

一方、1990年に市制施行30周年事業として開かれた「女性の祭典」をきっかけに団体の代表者や有志の方々が集まり、1992年に市民主体の「蕨市男女平等推進市民会議」が発足しました。そして、1992年には「蕨市女性問題会議」からの提言を受け、185の事業からなる「男女平等行動計画パートナーシッププラン185」を策定、1998年には後期計画を策定し、男女平等啓発紙「パートナー」の発行や男女平等作文などの作品募集事業、男女共同参画展示事業など、さまざまな事業施策に取り組んできました。2001年、行動計画の終了時期を迎えるにあたり設置した「男女共同参画プラン策定懇話会」から、「計画策定を先送りにしても、よりどころとなる男女共同参画を進める条例作りを目指せ」という提言があり、市ではその提言を尊重して、条例について検討する「男女共同参画市民懇談会」を設けました。「男女共同参画市民懇談会」からの提言をもとに、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」が2003年3月25日に成立、6月1日に施行しました。また7月には、条例に基づく「男女共同参画推進委員会」を設置しました。2004年には、条例に基づいた計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定し、総合的かつ計画的に推進してきました。2009年には後期計画として見直しを行い、2014年には「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」を策定し、一層の充実を図っています。

また、配偶者等からの暴力への対策について、2007年の改正「DV防止法」で市町村基本計画の策定が努力義務になったことを受け、2012年に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の計画として「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」(以下「蕨市DV防止基本計画」という。)を、2016年に「蕨市DV防止基本計画(第2次)」を策定し、DV防止および被害者の支援についても力を入れて推進しています。



### 3 計画の基本理念

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第3条にある7つの基本理念を、この計画の基本 理念とします。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に 参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) DVやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、このような人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、妊娠や出産など女性の生涯 にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。



# 4 計画の目標

# 男女が平等で自分らしく 活躍できるまち蕨の実現

# 5 市、市民、事業者の責務

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第4条、第5条、第6条に基づいて、この計画の 施策を推進するため、市、市民、事業者の責務を次のとおりとします。

#### (市の責務)

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

#### (市民の責務)

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

#### (事業者の責務)

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。



# 6 プランの重点施策の進捗状況と課題

### (1) 男女間の暴力防止と被害者への支援

指標	計画(第2次) 策定時(2013年)	現状値(2018年)	策定時との 比較	目標値
DV (ドメスティック・バイオレンス) の 用語の認知度	84.1 % 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	84.2% 2018年度 男女共同参画 市民意識調査		95%
「家庭生活」の分野で平等に なっていると考える市民の割合	29.4% 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	26.1 % 2018年度 男女共同参画市民意 識調査	\$\frac{1}{2}	40%
セクシュアル・ハラスメントの 用語の認知度	88.6% 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	88.7% 2018年度 男女共同参画 市民意識調査		95%
DVの防止および理解のための 講座や講演会などの開催回数	<b>3回</b> 2012年度	<b>5回</b> 2017年度		6回
市役所における DV相談の件数(のべ)	<b>156件</b> 2012年度	652件		200件
「女性の心と生き方相談」の 利用者数 (月平均)	6.8人 2012年度 (月4回実施)	4.5人 2017年度 (月3回実施)	<u>\</u>	9人

男女間の暴力については、2012年に「蕨市DV防止基本計画」を、2015年には「蕨市DV防止基本計画(第2次)」を策定し、DV防止講演会等の開催、セクシュアル・ハラスメント、DVおよびデートDV防止の啓発パンフレットの作成、相談をはじめとする被害者支援、職員研修などの取り組みを行っています。

指標については、D V およびセクシュアル・ハラスメントの用語の認知度は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第 2 次)」策定時からほぼ横ばいの状況であり、「家庭生活の分野で平等になっていると考える市民の割合」は、減少という結果でありました。また、「市役所における D V 相談の件数」については、2015年に配偶者暴力相談支援センター事業を開始したことにより、相談件数が大幅に増加しましたが、その一方で「女性の心と生き方相談の利用者数」は減少となりました。

凡 : 計画策定時から改善

──:計画策定時から悪化



### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

指標	計画(第2次) 策定時(2013年)	現状値(2018年)	策定時との 比較	目標値
ワーク・ライフ・バランスの用語の 認知度	25.5 % 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	40.4% 2018年度 男女共同参画 市民意識調査		45%
仕事と生活のバランスが取れて いると感じている人の割合	56.5% 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	68.8% 2018年度 男女共同参画 市民意識調査		<b>65</b> % 達成
育児や介護のための休業制度を 利用できると考えている人の割合	53.1% 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	54.4% 2018年度 男女共同参画 市民意識調査		65%
平日に家事や育児に関わっている 男性の割合 (無回答、該当しないを除いた割合)	家事 66.3% 育児 66.2% 2013年度 男女共同参画 市民意識調査	家事 84.2% 育児 67.4% 2018年度 男女共同参画 市民意識調査	家事	家事 75% 達成 育児 75%
保育所入所待機児童数	33人 2013年4月1日 現在	22人 2018年4月1日 現在	7	0人
35歳~39歳の女性の労働力率	61.8%	70.4% 2015年度国勢調査		<b>70%</b> 達成

蕨市では、男女がお互いに協力し、ともに家庭生活や職業生活を営み、地域活動に参画できるよう「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、講座や啓発事業等を実施して、意識改革などに取り組んできました。

指標については、全ての項目で数値が向上しており、仕事と生活のバランスが取れていると感じている人の割合と平日に家事に関わっている男性の割合、35歳~39歳の女性の労働力率では目標を達成する結果となりましたが、保育所入所待機児童数は減少しているものの目標には届きませんでした。

これらのことから、今後も家庭生活と職業生活両立のための育児や介護の支援、女性登用の促進やエンパワーメントの支援などを、より一層進めていかなければならないことが分かりました。



### (3) 地域における男女共同参画の推進

指標	計画(第2次) 策定時(2013年)	現状値(2018年)	策定時との 比較	目標値
地域活動に参加している市民の割合	男性 24.5% 女性 30.9%	男性 22.9% 女性 27.8%	男性	男性 <b>35</b> %
	2013年度 市民意識調査	2018年度 市民意識調査	女性	女性 40%
「地域活動」の分野で平等に	37.4%	35.4%		<b>=</b> 0.0/
なっていると考える市民の割合	2013年度 男女共同参画 市民意識調査	2018年度 男女共同参画 市民意識調査	M	50%
会の運営において女性は雑用などの	26.0%	29.6%		
仕事の分担があると考える会員の割合	2013年度 男女共同参画 市民意識調査	2018年度 男女共同参画 市民意識調査	$\sum_{i=1}^{N}$	10%
各種団体の代表者に占める	27.5%	29.4%	\[ \sum_{\text{\tin}\text{\tin}\text{\texi\tint{\text{\text{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\ti}\tint{\text{\text{\texit{\text{\texi}\tint{\tiint{\text{\tin}\tint{\text{\tin}}\tint{\text{\tiin}\tint{\tiin}\tint{\tiin}	250/
女性の割合	2013年4月1日 現在	2018年4月1日 現在		35%
蕨市協働事業提案制度への	累計5件	累計26件	$\sum_{i}$	累計
応募件数	2013年度	2017年度		40件
#+많(((ᄉᄙᇬᄼᆀᄌᄆᆒᄼ	11.8%	11.8%	変化	150/
蕨市防災会議の女性委員割合	2013年4月1日 現在	2018年4月1日 現在	なし	15%

蕨市では、男女がともに地域社会の一員として対等な立場で、その個性と能力を発揮することができるよう、地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画モデル地域を指定して各地区コミュニティ委員会を中心として事業を進めてきたほか、男女共同参画推進員の企画による男女共同参画講演会、「イクメン・料理男子フォトコンテスト」、公民館での講座の開催、男女共同参画啓発紙「パートナー」の発行などに取り組んできました。

しかし、指標とした各項目の推進状況は、各種団体の代表者に占める女性の割合こそ上昇 しているものの目標値には届かず、多くの指標で数値が下がるという結果となり、特に、会 の運営において女性は雑用などの仕事の分担があると考える会員の割合が、目標とは逆に増 加してしまいました。

このように、各種取り組みは行っているものの、地域活動における男女共同参画や固定的 性別役割分担意識については、あまり改善されていないことが分かりました。





# 第2部 計画の重点施策

この計画では、積極的に取り組む施策を重点施策として、2014年に策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」で位置付けた3項目について継続して取り組んでいきます。

- 1 男女間の暴力防止と被害者への支援
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- ・今後5年間における重点施策に関連する指標と目標値を掲げました。
- ・この指標と目標値は、各施策の事業の実施をとおして、市民の皆さんにどのような成果が 現れることを目指すのか、そのねらいや方向性を分かりやすく示したものです。
- ・この計画における指標と目標水準の設定は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)」において掲げた指標と目標値について2018年に実施した男女共同参画市民意識調査の結果等から直近の状況を把握し、分析等をしたなかで、見直しが必要な項目については変更等を行ったもので、引き続き目標水準の達成に向けて取り組んでいきます。

現状値や事業の進捗見通し、過 去からの推移、今後の方向性な どを参考にして設定しています。

### 指標と目標水準の設定(例)

指標	現状値	目標値
DV(ドメスティック・バイオレンス)の用	84.2%	050/
語の認知度	2018年度男女共同参画	95%
	市民意識調査	
D V の 言	#値と! ほと4 Vの 1 が言葉	+ 中欧+ 珊

DVの言葉も内容も知っている人の割合84.2%を現状値とし、ほとんどの人が言葉も内容も理解することを目標とします。

指標として取り上げた目的や 目標とする水準の考え方です。



### 1 男女間の暴力防止と被害者への支援

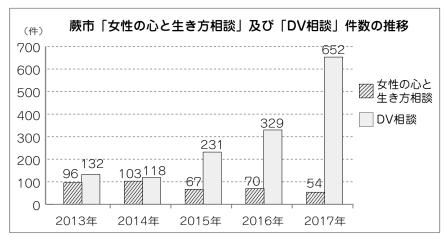
DVをはじめ、セクシュアル・ハラスメントや性暴力、ストーカー行為、私事性的画像記録の提供\*など、男女間における暴力は、人権を侵害する行為であり、どんな理由があっても許されるものではありません。2017年の警察庁の統計によると、DV事案の被害者の性別割合は、女性82.8%、男性17.2%、ストーカー事案では、女性88.3%、男性11.7%、また、近年、増加している私事性的画像記録の提供による被害では、女性91.6%、男性8.4%となっています。このように、男女間の暴力の被害者の多くは女性であり、こうした状況は女性差別をはじめ、男女のさまざまな格差等による社会構造的な問題が根底にあるといえます。

蕨市では、2012年に「蕨市DV防止基本計画」を策定、2015年に配偶者暴力相談支援センター 事業を開始、2016年には「蕨市DV防止基本計画(第2次)」を策定し、DVの防止と被害者 への支援に力を入れて取り組んでいます。

また、DV以外の男女間の暴力についても、犯罪行為もしくは重大な人権侵害行為であることの周知を図り、暴力の根絶に向けた取り組みと被害者への支援を推進していくことが重要です。

施策の

- ・蕨市DV防止基本計画に基づき、総合的・計画的に推進します。
- ・DVおよびデートDVの防止、さまざまな男女間暴力の防止に向けた意識啓発や教育 の充実を図ります。
- ■・関係機関との連携により、被害者への相談体制および支援の充実を図ります。



市民活動推進室調べ

- ※「女性の心と生き方相談」は、市委託のフェミニストカウンセラーによる相談
- ※「DV 相談」は、市職員・女性相談員による相談



指標	現状値	目標値
	84.2%	05%
DV(ドメスティック・バイオレンス)の用語の認知度	2018年度男女共同参画市民意識調査	95%

D V の言葉も内容も知っている人の割合84.2%を現状値とし、ほとんどの人が言葉も内容も理解することを目標とします。

「白白生活」の八野マで笑にも、マハフレネンフナロの刺入	26.1%	400/
「家庭生活」の分野で平等になっていると考える市民の割合	2018年度男女共同参画 市民意識調査	40%

家庭内における男女の上下関係がDVの根底にあることから、家庭生活が平等になっていると考える市民の割合が上がることを目標とします。

	88.7%	050/
セクシュアル・ハラスメントの用語の認知度	2018年度男女共同参画 市民意識調査	95%

セクシュアル・ハラスメントの言葉も内容も知っている人の割合88.7%を現状値とし、ほとんどの人が理解することを目標とします。

DVの防止および理解のための啓発活動等を行った人数	997人	1,000人
	2017年度	1,000

中学生を対象とした啓発や新成人へのリーフレットの配布、生涯学習まちづくり出前講座などの啓発活動等により、DVやデートDVの理解を深めることを目標とします。

  「女性の心と生き方相談」の利用者数(月平均)	4.5人	71
	2017年度(月3回実施)	
	E / 1/1 - 2 2 / / 2   10 = // 1 //	

女性が抱えるさまざまな悩みを、身近な蕨市で安心して相談できる「女性の心と生き方相談」の利用者数が増加することを目標とします。



# 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

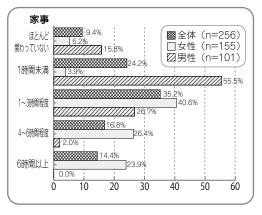
男女がお互いに協力し、ともに家庭生活や職業生活を営み、地域活動に参画できるよう「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)が求められています。2007年に策定された「ワーク・ライフ・バランス憲章」(内閣府)によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のこととしております。

そのような社会を実現するためには、就業の継続を願う女性が働き続けられる環境整備と ともに、男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう長時間労働の解消や固定的性別役割分 担意識の見直しなどの意識改革を引き続き進めることが必要です。

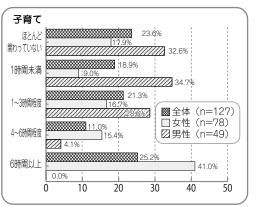
男女が同じように家庭生活や職業生活を営み、地域活動に参画することは、女性登用の促進につながることも期待できることから、ワーク・ライフ・バランスの推進効果は多岐にわたるといえます。

施策の方向

- ・男女の働き方の見直しと意識改革により男女のワーク・ライフ・バランスを推進します。
- ┃・育児や介護と仕事の両立を支援するための環境整備に取り組みます。
- ・女性の職業生活等における活躍が推進されるよう啓発活動等に取り組みます。



平日の家事・子育てに関わる時間のグラフ(男女別)



2018 年度蕨市男女共同参画市民意識調査



指標	現状値    目標	
	40.4%	450/
ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度	2018年度男女共同参画 市民意識調査	45%
「ワーク・ライフ・バランスの言葉も内容も知っている人の割合40.4%を現状値とし、理解が進むことを日標とします。		

// = 1.457	68.8%	750/
仕事と生活のバランスがとれていると感じている人の割合	2018年度男女共同参画 市民意識調査	75%
仕事と生活のバランスがとれている、どちらかといえばとれている。 ます。	と感じている人の割合が増える。	ことを目標とし

平日に家事や育児に関わっている男性の割合	家事 84.2% 育児 67.4%	家事 85%
(無回答、該当しないを除いた割合)	2018年度男女共同参画 市民意識調査	<sup>育児</sup> 75%

平日に家事と育児に関わっている男性の割合が増加し、男性の家事・育児への参画が進むことを目標とします。

保育所入所待機児童数	22人	0.1
	2018年4月1日現在	
保育園に子どもを預けて安心して働けるよう、保育園の待機児童が飽		

35歳~39歳の女性の労働力率	70.4%	75%
	2015年度国勢調査	13/0
女性の労働力率の底である35歳~39歳の女性の労働力率が増えることを目標とします。		

	61.2%	
職場における性別格差が特にないと感じている人の割合	2018年度男女共同参画 市民意識調査	70%
職場において特に男女差別はないと感じている人の割合が増えることを目標とします。		



# 3 地域における男女共同参画の推進

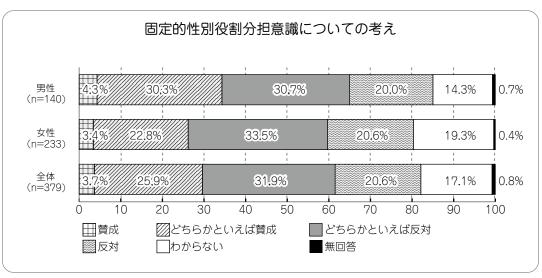
豊かで活力のある地域社会を築くためには、男女がともに地域社会の一員として、対等な立場で、その個性と能力を発揮することが大切です。しかしながら、町会をはじめとする地域活動の方針決定等を行う会長職や役員の多くは男性が担っており、地域活動における男女の立場や仕事の分担には、固定的な性別役割分担に基づく意識がまだ残っています。

このようなことから、地域活動における慣習や固定的性別役割分担意識を払しょくし、男女がともに参画し、協力し、支えあいながら地域社会をつくり上げていくことが必要です。

とりわけ、東日本大震災以降、大きな災害が多発しているなかで、意識が高まっている地域防災の分野については、これまでの男性中心の体制から、女性の視点やニーズを取り入れ、男女がともに参画する体制づくりが一層求められています。

施策の方

- ・団体の代表者における女性の割合を増加させるとともに、固定的性別役割分担意識を 払しょくし、地域での男女共同参画を進めます。
- ▶・男女共同参画推進員により、地域における男女共同参画を効果的に推進します。
- ┃・市と市民、事業者との協働により推進します。
- ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進を図ります。



2018年度蕨市男女共同参画市民意識調査



指標	現状値		目標値
地域活動に参加している市民の割合	男性 女性	22.9% 27.8%	男性35%
	2018年度市民	意識調査	女性40%

市民の地域活動への参加状況をみます。市民が地域活動に参加する割合が増加することを目標とします。

1地域活動」の分野で平等になっていると考える市民の割合   2018年度男女共同参画   市民意識調査		35.4%	<b>50</b> 0/
	「地域活動」の分野で平等になっていると考える市民の割合	2010年及为女大问参画	50%

地域活動における男女共同参画推進のため、地域活動の分野で男女の上下関係がなく「平等」になっていると考える市民の割合が増えることを目標とします。

  会の運営において女性は雑用などの仕事の	29.6%	100/
分担があると考える会員の割合	2018年度男女共同参画市民意識調査	10%

地域活動における固定的性別役割分担意識をみます。地域活動での男女共同参画が進むよう、女性には雑用などの分担があるという割合を減らすことを目標とします。

タ孫団はの仏主者に上めるも此の割合	29.4%	250/
各種団体の代表者に占める女性の割合	2018年4月1日現在	35%

市民活動における本市の女性リーダーの割合をみます。「代表者は男性で女性はそれを支える」といった慣習をなくすために、各種団体の代表者の女性割合を増やすことを目標とします。

蕨市協働事業提案制度への応募件数	累計	26件	累計
	2017年度		50件

市民団体と市との協働事業を提案できる制度の応募事業数が増えることは、市民活動が活性化している指標となることから、応募事業数の増加を目標とします。

蕨市防災会議の女性委員割合	11.8%	15%
	2018年4月1日現在	15%

これまで委員のほとんどが男性だった防災会議において、女性委員の割合が増えることが、地域防災における男女共同参画につながることから、防災会議の女性委員割合の増加を目標とします。





# 第3部 計画の内容

### 計画の基本理念

人権の尊重

大事なことを 決める場への 参画 「女だから 男だから」と 決めつけた 意識や慣習の 見直し

女性の性と 生殖に関する 健康と権利の 尊重

計画の目標 男女が平等で 自分らしく 活躍できるまち 蕨の実現

家庭や仕事、 活動の場など の両立

国、県、他市町村 との連携 国際的理解・協力

性別による権利 侵害の禁止



# 1 計画の体系

課題1 男女共同参画意識の啓発 基本目標I 男女平等および男女共同参画 課題2 男女の人権の尊重と意識改革 を推進する教育・学習の充実 男女が平等で自分らしく活躍するまち蕨の実現 課題3 男女間の暴力防止と被害者支援 政策・方針決定過程への女性の 課題1 男女がともに働きやすい環境 づくり 課題2 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり 男女がともに支え合う地域社 会づくり 課題3 性の理解・尊重と生涯にわたる 課題4 健康づくり 基本目標Ⅲ 目標達成に向けた計画の推進



#### 施策

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消および社会制度・慣行の見直し
- 2 男性にとっての男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透
- 4 男女共同参画に関する情報および資料の収集・提供
- 1 学校等における男女平等教育の推進
- 2 地域における男女共同参画に関する学習の推進
- 1 男女間の暴力のない社会づくりの推進
- 2 DV の防止対策および被害者への支援

別冊:蕨市 DV 防止基本計画

- 3 セクシュアル・ハラスメント防止の対策および被害者の支援
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 女性の参画促進に向けた人材の育成および人材情報提供
- 1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 女性の多様な働き方への支援
- 藤市女性活躍 推進計画
- 男女がともに取り組む地域活動の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 2 性差に応じた生涯にわたる健康支援
- 3 性の多様性についての理解促進
  - 1 計画実行に向けた適切な進行管理の実施
  - 2 庁内の推進体制の充実とモデル事業所としての市役所の実現
  - 3 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進
  - 4 国際的視野に立った男女共同参画の推進
  - 5 男女共同参画苦情処理体制の検討

### 3つの重点施策

1

男女間の暴力防止

と被害者への支援

2

ワーク・ライフ・

バランスの推進

3

地域における男女

共同参画の推進



# 2 施策と具体的事業

### 基本目標I

### 男女の人権の尊重と意識改革

### 課題1 男女共同参画意識の啓発

#### 現状と課題

性別に関係なく誰もが個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に 参画することのできる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりがお互いの人権を 尊重するとともに、男女共同参画に対する理解を深めることが重要です。

しかしながら、2018年度の「男女共同参画市民意識調査」では、男女の平等感について、全体の半数以上の人が、家庭生活、職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたり、社会全体の各分野で「男性の方が優遇されている」と答えています。

一方、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、前回の調査では 賛成する人が反対する人を上回っていましたが、今回は賛成する人が29.6%、反対する人が 52.5%と、反対が賛成を上回ったものの、賛成する人の割合がいまだ約3割という結果でした。 このような意識は個人的な志向と思われがちですが、実際は社会制度や慣行などに大きく影響 を受けているため、固定的性別役割分担意識の解消に向けては、意識啓発とあわせて社会制度・ 慣行の見直しを行うことが必要です。

また、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても必要なものであり、男性がより暮らしやすくなるものであるとの理解を深めることも重要です。特に固定的な性別役割分担意識は、男性を仕事という役割のみに固定することにつながり、男性が家庭生活、地域生活へ参画し心豊かな生活を送ることを妨げ、男性の生き方の選択の幅を狭める一因ともなっています。

そのため、男女共同参画社会の実現を目指すために、あらゆる機会を捉え、男女共同参画 に関する啓発や情報提供を続けていくことが必要です。



### 施策 1 固定的な性別役割分担意識の解消および社会制度・慣行の見直し

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女共同参画に関する啓発 固定的な性別役割分担意識の解消、社会制度や慣行の見直しを図るため、男女共同参画に 関するさまざまな課題を取り上げた幅広い啓発活動を実施します。事業の実施にあたっては、 「男女共同参画週間」などの機会を捉えて、積極的に事業を展開していきます。	市民活動推進室公民館 図書館
具体的事業・取り組み 男女共同参画パネル展、公民館報等への男女共同参画情報の掲載(市民活動推進室、公民館)、 男女共同参画啓発紙「パートナー」の発行、男女共同参画作品募集事業(市民活動推進室) 等	

### 施策2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男性にとっての男女共同参画についての理解促進 固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康の問題について理解し、 その意識を解消するための啓発を行います。また、男性の長時間労働を解消するため、男性 にとってのワーク・ライフ・バランスの必要性についても意識啓発を行います。 具体的事業・取り組み 男女共同参画パネル展、公民館報等への男女共同参画情報の掲載(市民活動推進室、公民館)、 男女共同参画啓発紙「パートナー」の発行(市民活動推進室)等	市民活動推進室公民館
(2)男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画促進 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担を見直し、男性が家庭において育児・家事・介護に参画することを促進する事業を実施します。 具体的事業・取り組み 男女共同参画作品募集事業(市民活動推進室)、父と子の料理教室、男性向けの料理教室(公民館)、一日保育士体験(保育園)、パパママ親子フィットネス(福祉・児童センター、児童館)、両親学級(保健センター)、学校公開の土曜日開催(学校教育課)等	市民活動推進室 公民館 保育園 福祉・児童センター 児童館 保健センター 学校教育課
(3)男性の地域活動の参画促進とネットワークづくり支援 仕事中心の生活を送っている(送っていた)男性が地域社会において人と人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、男性の地域活動への参画促進と地域でのネットワークづくりを支援します。 具体的事業・取り組み 市民活動ネットワークフォーラム(市民活動推進室)、男性向けの講座(公民館)等	市民活動推進室公民館



### 施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女共同参画表現ガイドの活用 男女共同参画の視点に立った「表現ガイド」(埼玉県作成)の活用を図り、固定的性別役割 分担意識を助長するような表現、差別的な表現、性を商品化するような表現等をなくすよう 取り組みを進めます。	秘書広報課 市民活動推進室 その他関係課
具体的事業・取り組み 市広報、市ホームページ、その他市の発行物への表現ガイドの活用(秘書広報課、市民活動推進室、その他関係課)等	

### 施策4 男女共同参画に関する情報および資料の収集・提供

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)効果的な男女共同参画情報の提供 市民編集委員による男女共同参画啓発紙「パートナー」を発行し、親しみやすく分かりや すい啓発および情報の提供に努めます。また、市ホームページを活用して男女共同参画情報の提供に努めるとともに、「広報蕨」やケーブルテレビの「ハローわらび」を活用した男女共同参画情報の提供を行います。あわせて、公民館報等を活用した男女共同参画情報の提供を行います。	市民活動推進室 秘書広報課 公民館
具体的事業・取り組み 男女共同参画啓発紙「パートナー」の発行(市民活動推進室)、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビの「ハローわらび」での男女共同参画情報提供(秘書広報課、市民活動推進室)、公民館報等への男女共同参画情報の掲載(市民活動推進室、公民館)等	
(2)男女共同参画資料の収集および提供 図書館および市役所市民活動推進室内の行政資料コーナーにおける男女共同参画に関する図書や映像資料等の充実を図ります。	市民活動推進室図書館
具体的事業・取り組み 男女共同参画関係図書、統計資料・ビデオやDVD等の映像、パンフレット等の収集および 提供(市民活動推進室、図書館)、男女共同参画白書の作成・公表(市民活動推進室)等	



### 課題2 男女平等および男女共同参画を推進する教育・学習の充実

#### 現状と課題

男女がお互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会の実現のために不可欠であり、そのためには、学校、家庭、地域等のあらゆる場において、男女平等および男女共同参画に関する教育や学習を行うことが重要であるといえます。

市内の小中学校では、教科や特別活動における指導に限らず、教育活動全体をとおして男女平等・男女共同参画の意識の育成を図っています。「男女共同参画市民意識調査」では、家庭生活、職場、学校教育、政治、地域活動、法律や制度、社会通念・慣習・しきたり、社会全体の各分野の男女の平等感のうち、「平等」と答えた人の割合が最も高かったのは「学校教育の場」(56.7%)という結果でした。

一方、学校教育以外での学習について、蕨市が「男女共同参画やDV防止に関するセミナーや講座の開催」をしていることを知っている人は9.8%と少なく、地域における男女共同参画に関する学習の推進には、さらに力を入れていく必要があります。

さらに、人権尊重や男女平等の意識は、幼い時からの周りの環境や態度によって育てられるため、男女平等の視点に立った家庭教育を進めていくことが大切です。

そのため、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、また生涯を通じて教育・学習を続けられる環境づくりが重要であるといえます。



### 施策1 学校等における男女平等教育の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女平等の視点に立った保育の推進 園児に対して固定的性別役割分担意識を持たせないような保育を実施することにより、保育園での男女平等に取り組みます。	児童福祉課 保育園
具体的事業・取り組み 固定的性別役割分担意識を持たせないような保育の実施(保育園)等	
(2)児童・生徒への男女平等教育の推進 児童・生徒に向けて、発達段階に応じた男女平等教育や男女共同参画の大切さについての 意識の育成を図ります。小学校においては、各教科等の特性を生かし、学校の教育活動全体 をとおして男女平等の意識の育成を図ります。中学校では、異性への関心を踏まえて、性別 による固定的な役割分担意識にとらわれないよう、個性を生かす教育課程によって、男女平 等教育の推進を図ります。 具体的事業・取り組み 教育活動全体をとおしての男女平等の意識の育成、男女平等教育(学校教育課)等	学校教育課
(3)教職員、保育士等への男女平等意識の啓発・研修 園児および児童・生徒を指導、育成する立場にある保育士および教職員に向けて男女平等 意識の啓発や研修を行います。 具体的事業・取り組み 県や各団体主催の研修会への参加、啓発リーフレットの配布(保育園、学校教育課)等	児童福祉課 保育園 学校教育課
(4)保護者への啓発の充実 PTA連合会と連携し、保護者に向けた男女共同参画の啓発を行います。また、学校教育活動をとおして男女平等および男女共同参画の啓発に努めます。 具体的事業・取り組み PTA連合会と連携した啓発(生涯学習スポーツ課)、一日保育士体験(保育園)、学校教育活動における啓発(学校教育課)等	生涯学習スポーツ課 児童福祉課 保育園 学校教育課



### 施策2 地域における男女共同参画に関する学習の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 男女共同参画の視点に立った家庭教育についての学習機会の提供を行います。また、「親の学習」等についても男女共同参画の視点に立った家庭教育の学びが実施されるよう努めます。	市民活動推進室 学校教育課 公民館
具体的事業・取り組み 男女共同参画セミナー(市民活動推進室)、学校およびPTA活動の機会で「親の学習」等の実施(学校教育課)、家庭教育学級(公民館)等	
(2)男女共同参画に関する学習機会の充実 男女共同参画のさまざまな課題に対応した男女共同参画セミナーや男女共同参画推進員による講演会等を実施します。また、生涯学習まちづくり出前講座を活用した男女共同参画の学習機会の提供を充実します。	市民活動推進室 生涯学習スポーツ課 公民館 コミュニティ・センター
具体的事業・取り組み 男女共同参画セミナー、男女共同参画講演会、生涯学習まちづくり出前講座による男女共同参画講座の実施(市民活動推進室、生涯学習スポーツ課、公民館、コミュニティ・センター) 等	



### 課題3 男女間の暴力の防止と被害者支援

#### 現状と課題

男女間における暴力は人権を侵害する行為であり、どんな理由があっても許されるものではありません。DVをはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為、また近年増加している私事性的画像記録の提供等の被害者は、その多くが女性であり、こうした状況は女性差別をはじめ男女のさまざまな格差等による社会構造的な問題が根底にあるといえます。

蕨市では、配偶者等からの暴力への対策について、2007年の改正「DV防止法」で、市町村基本計画の策定が努力義務になったことを受け、2012年に、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の計画として「蕨市DV防止基本計画」を、2016年には「蕨市DV防止基本計画(第2次)」を策定し、DV防止と被害者の支援を総合的かつ計画的に推進しています。

また、DV以外のさまざまな男女間の暴力に対しても、許されない人権侵害行為または犯罪行為であるという認識を持ち、暴力のない社会づくりに向けた意識啓発を行う必要があります。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、各事業所において防止に向けた体制の構築および環境づくりを進め、被害者の相談体制についても充実させる必要があります。



#### 施策1 男女間の暴力のない社会づくりの推進

ルス・カス同りなりでなり、社会していいにに	
具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女間の人権尊重の意識啓発 人権講演会や人権・同和教育指導者養成講座等の開催を通じて、人権尊重の意識啓発を行い、 男女間の暴力のない社会づくりを推進します。また、街頭での人権啓発活動や小学校での人 権の花運動等による幅広い啓発を行います。	庶務課 市民活動推進室 生涯学習スポーツ課 学校教育課
具体的事業・取り組み 人権講演会・街頭人権啓発(庶務課、市民活動推進室、生涯学習スポーツ課、学校教育課)、 人権・同和教育指導者養成講座(生涯学習スポーツ課)、人権の花運動(市民活動推進室) 等	
(2)ストーカー行為や性暴力等の被害者への支援 住民基本台帳事務におけるストーカー行為等の被害者支援措置により、被害者情報の保護 を図ります。また、警察や犯罪被害者援助センターとの連携を図り、被害者支援を行います。	市民活動推進室市民課
具体的事業・取り組み 市民相談、女性の心と生き方相談、性暴力等犯罪被害者専用電話「アイリスホットライン」 の情報提供(市民活動推進室)、住民基本台帳事務における支援措置(市民課)等	

#### 施策2 DVの防止対策および被害者への支援

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(第2次) (略称:蕨市DV防止基本計画(第2次))に沿って対策を進めます。

### 蕨市DV防止基本計画(第2次)【別冊】参照

#### 施策3 セクシュアル・ハラスメント防止の対策および被害者への支援

	1
具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)セクシュアル・ハラスメントの防止啓発 市民および市内事業所、小・中学校教職員等に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止 に関する啓発活動を行います。	市民活動推進室 商工生活室 学校教育課
具体的事業・取り組み セクシュアル・ハラスメント防止啓発パンフレット配布(市民活動推進室、商工生活室)、 各学校における倫理確立委員会の実施(学校教育課)等	
(2)セクシュアル・ハラスメントの相談体制の充実	市民活動推進室
フェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談」や社会保険労務士による「労働相談」等、セクシュアル・ハラスメントの相談体制を充実します。	
具体的事業・取り組み 女性の心と生き方相談、年金・労働相談(市民活動推進室)等	



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

【蕨市女性活躍推進計画】

#### 現状と課題

男女共同参画社会の形成には、男女が対等に政策や方針決定の場に参画し、ともに責任を 担うことが重要ですが、政治、経済、行政、地域等の各分野において、政策や方針決定ので きる指導的立場の女性の割合は依然少ないのが現状です。

蕨市議会においては、女性議員の数は定数18人のうち4人であり、割合は22.2% (2017年12月31日現在)と、全国の市区議会平均14.9%、埼玉県内の市議会平均の21.3% (ともに2017年12月31日現在)よりも高くなっています。

また、市の政策を決める過程において意見等を述べる各種審議会等がありますが、市では1996年に「審議会等への女性の登用促進要綱」を定め、積極的に女性委員の登用を図っており、審議会等における女性委員の割合は34.6%と、県内平均の28.5%(ともに2017年4月1日現在)よりも高水準を維持しています。女性を含む審議会等の割合については、2010年4月1日の95.6%をピークに減少傾向にありましたが、2014年度より徐々に上昇し、2018年4月1日で100%になりました。

また、市役所の職員のうち、課長級以上の職員の女性の割合は9.6% (2017年4月1日現在)であり、全国の市区平均の14.4%、埼玉県内の市町村平均の13.6% (ともに2017年4月1日現在)よりも、低い割合となっています。

地域活動においては、団体の代表者に女性が少ないという状況が依然として続いており、女性の意見が地域に反映されにくいという問題があります。

今後、政策や方針決定の場に女性の参画を拡大していくためには、ポジティブ・アクション (積極的格差是正措置)等の方策も検討しながら、積極的に女性の参画を進めていくことが求められています。



#### 政策・方針決定過程への女性の参画促進 施策 1

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)市の審議会等委員への女性参画の促進 市の政策や方針決定の場に男女がともに参画できるよう、市の審議会等委員への女性の参画を積極的に進めていきます。女性委員の占める割合を、2023年度までに40%にすることを目指します。女性委員の増加の具体的方策として、公募枠での女性登用や推薦団体への協力要請を行い、ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)等についても検討します。  具体的事業・取り組み 蕨市審議会等への女性の登用促進要綱に基づく調査および計画書の提出、ポジティブ・アクションの検討(市民活動推進室)、公募枠・推薦枠での女性登用促進(審議会等所管課)等	市民活動推進室審議会等所管課
(2)市役所内部における男女共同参画の推進 市役所内部における職域の拡大については、これまで女性の少なかった職場へ女性を配置したり、保育士、看護師など女性だけであった職場に男性を採用するなど、性別に捉われない配置を行います。管理職等への女性登用については、人事異動方針において「女性職員の積極的な登用」を掲げ、女性登用を図ります。また、職員研修計画に基づき市職員を対象とした男女共同参画研修を実施します。  具体的事業・取り組み 性別にとらわれない男女の職域の拡大、管理職等への女性登用(人事課)、男女共同参画職員研修(市民活動推進室、人事課)等	人事課市民活動推進室
(3)事業所・各種団体における女性登用 ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)の周知などをとおして、市内事業所における管理職等への女性登用促進についての啓発を行います。また、地域の各種団体における代表者等への女性の登用についての協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図ります。 具体的事業・取り組み 女性登用についての啓発(市民活動推進室)、ポジティブ・アクション周知パンフレットの配布(商工生活室)等	市民活動推進室商工生活室



### 施策2 女性の参画促進に向けた人材の育成および人材情報提供

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)女性の人材育成の促進 あらゆる分野への女性の参画を促進するため女性指導者研修等学習機会の提供や情報提供を行い、女性の人材育成を図ります。	市民活動推進室 商工生活室 生涯学習スポーツ課
具体的事業・取り組み 男女共同参画セミナー(市民活動推進室)、労働セミナー(市民活動推進室、商工生活室)、 女性指導者研修(生涯学習スポーツ課)等	
(2)人材情報の収集・提供	市民活動推進室
女性団体等と連携しながら、女性の人材についての情報を収集し、女性がその能力を発揮 することができるよう支援します。また「女性人材リスト」を充実し、活用を図ります。	
具体的事業・取り組み 女性団体等との連携、女性人材リスト(市民活動推進室)等	



### 課題2 ) 男女がともに働きやすい環境づくり

【蕨市女性活躍推進計画】

#### 現状と課題

男女がともに経済的自立を図ることは、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。2018年度の「男女共同参画市民意識調査」によると、家事について「主として女性がする」と回答した人の割合は65.9%、「男女が共同する」は27.5%、育児については「主として女性がする」が36.3%、「男女が共同する」が28.6%という結果となりました。育児休業取得者については、2017年度雇用均等基本調査(厚生労働省)によると、女性が83.2%、男性は5.14%と、その取得率には非常に大きな差があります。育児休業の取得率に大きな男女差があることは、女性の雇用や採用に少なからず影響を及ぼし、仕事や配置、昇格等にも影響を与えていると考えられます。男女がお互いに協力し、家庭生活、職業生活、地域活動にともに参画できるようなワーク・ライフ・バランスが求められていますが、そのような社会を実現するためには、就業の継続を願う女性が働き続けられる環境整備とともに、男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう長時間労働の解消や固定的性別役割分担意識の改革を進めることが大切で、働く男女が性別にかかわりなく、その能力を発揮しながら働けるよう、多様な人材の活躍を促進するために「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」をはじめとする各種法令や制度について、その趣旨や内容をより一層啓発していくことが必要です。



## 施策1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)家庭生活と職業生活両立のための子育で支援 育児休業制度や短時間勤務制度等の利用促進、ワーク・ライフ・バランスの推進等の啓発を 行います。啓発にあたっては、市民を対象とするだけでなく、商工会議所等と連携し、市内 事業所に向けた在勤者への啓発も行います。また、子どもを預けて安心して働くことができ るよう、保育事業等の充実を図ります。	市民活動推進室 商工生活室 児童福祉課
具体的事業・取り組み 男女共同参画作品募集事業、男女共同参画セミナー(市民活動推進室)、ワーク・ライフ・バランス等の啓発事業(商工生活室)、保育園、留守家庭児童指導室、ファミリー・サポート・センター等、両立のための子育て支援事業(児童福祉課)等	
(2)男性の育児休業等取得の促進 男性が取得できる育児のための休暇や育児・介護休業制度等について啓発を行い、男性の育児休業等の取得を進めます。啓発にあたっては、男女共同参画セミナーや男女共同参画啓発紙「パートナー」での啓発を行います。	市民活動推進室人事課
具体的事業・取り組み 男女共同参画啓発紙「パートナー」への掲載、男女共同参画セミナー(市民活動推進室)、 男女共同参画職員研修(市民活動推進室、人事課)等	
(3)家庭生活と職業生活両立のための介護支援 介護休業制度や介護サービス等、さまざまな支援を利用することで、仕事と介護の両立を 図ります。啓発にあたっては、商工会議所等と連携し、市内事業所に向けた啓発を行います。	市民活動推進室 商工生活室 介護保険室
具体的事業・取り組み ワーク・ライフ・バランス等の啓発事業(市民活動推進室、商工生活室)、訪問介護・デイサー ビス・ショートステイ等の介護サービス、市の高齢者福祉サービスの啓発(介護保険室) 等	



### 施策2 働く場における男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)法や制度などの周知 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」、「労働基準法」、「女性活躍推進法」等、働く男女にとって必要な各種労働関係法や制度の周知を図り、各法律に基づく取り組みの必要性について啓発を行います。	商工生活室市民活動推進室
具体的事業・取り組み 労働関係法に関するパンフレットの配布(商工生活室)、労働セミナーの開催(商工生活室、 市民活動推進室)、男女共同参画啓発紙「パートナー」への掲載(市民活動推進室)等	
(2)男女共同参画を推進する事業所の拡大 国や県、民間団体等が実施する、事業所に対する好事例の表彰制度や助成金制度、認定制度の周知を図ることで、男女共同参画推進事業所の拡大を図ります。	商工生活室市民活動推進室
具体的事業・取り組み 「均等・両立推進企業表彰(厚生労働省)」、「子育てサポート企業認定(厚生労働省)」、「男 女共同参画推進事業所表彰(埼玉県)」、「多様な働き方実践企業認定(埼玉県)」等の周知(商 工生活室、市民活動推進室)等	

### 施策3 女性の多様な働き方への支援

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)女性の多様な働き方への支援 女性の職業能力開発や向上に向けた取り組みを支援するとともに、フルタイム労働だけで なく、在宅勤務や起業等、女性の多様な働き方に関する情報を提供します。また、県のウー マノミクス課や県女性キャリアセンターとの連携により、女性の雇用に関する情報の提供や 就労相談窓口を充実します。	商工生活室市民活動推進室
<b>具体的事業・取り組み</b> 県主催事業等の情報提供(商工生活室)、労働相談(市民活動推進室)等	



### 課題3 男女がともに支え合う地域社会づくり

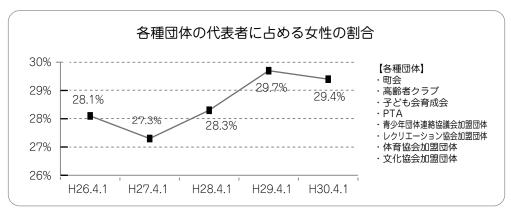
#### 現状と課題

近年、近隣住民とのコミュニティの希薄化が進むなかで、防災・防犯活動や子育て支援、高齢者の見守り活動等、地域における住民同士の支え合いの活動が求められています。安全安心で活力ある地域社会を築くためには、男女がともに地域社会の一員として、その個性と能力を発揮することが大切です。

しかしながら、各種団体の代表者に女性の占める割合は29.4%と、地域活動の方針決定等を行う代表者の多くは男性が担っており、地域活動における仕事の分担も、2018年度の「男女共同参画市民意識調査」によると「会の運営において女性は雑用などの仕事の分担があると考える会員の割合」が29.6%と、固定的な性別役割分担に基づく意識がまだまだ残っていることが分かります。

このようなことから、地域活動における慣習や固定的性別役割分担意識を払しょくし、男女共同参画の推進を図ることにより、男女がともに参画し、協力し、支えあう地域社会づくりが重要であるといえます。

また、東日本大震災以降、大きな災害が多発しているなかで、意識が高まっている地域防災の分野については、これまでの男性中心の体制から、女性の視点やニーズを取り入れ、男女がともに参画する体制づくりが一層求められています。



市民活動推進室調べ



### 施策1 男女がともに取り組む地域活動の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女がともに取り組む地域活動の推進	消防本部
地域活動において特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画や固定的性別 役割分担意識の払しょく等、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行い、地域活動等 への参画を促します。	市民活動推進室 公民館 関係各課
具体的事業・取り組み 消防団等防災分野への女性の参画(消防本部、市民活動推進室)、子育て支援活動への男性 の参画(公民館、市民活動推進室)、地域活動等への参加促進(市民活動推進室)等	

### 施策2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、防災会議や自主防災組織などの地域防災への女性の参画促進を図ります。また、女性や子育て家庭、介護者や障害者のいる家庭等に配慮した避難所運営体制の整備を図ります。	安全安心推進課市民活動推進室公民館
具体的事業・取り組み 防災会議への女性登用、自主防災組織における男女共同参画の推進の啓発、女性の視点に立った避難所運営体制の整備(安全安心推進課、市民活動推進室、公民館)、避難所運営マニュアルの公開(安全安心推進課)等	



### 課題4 ) 性の理解・尊重と生涯にわたる健康づくり

#### 現状と課題

「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) についての概念は、1994年に開催された国際人口・開発会議において提唱されたもので、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルをとおして、権利として捉えようというものです。女性が結果として望まない妊娠や性感染症等により、女性の健康と権利がおびやかされることや、女性の妊娠出産に関連した男性とは異なる健康上の問題について理解することが重要です。

しかし、2018年度の「男女共同参画市民意識調査」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉は、男女共同参画に関わる言葉の中で最も認知度が低く、「言葉も内容も知っている」4.5%、「聞いたことがある」16.6%という結果となり、この権利について広く認識されていないのが現状です。

このことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女がともに高い関心を持ち、 正しい知識と情報を得て認識を深めるための取り組みが必要です。

また、男女の性差に応じた生涯にわたる健康支援については、「思春期における保健対策」「妊産婦および産後の女性の健康」「更年期の女性の健康」「更年期の男性の健康」「健康寿命の延長(被介護年数の男女差)」というように、生涯にわたって行う必要があります。

さらに、LGBTなどの性的少数者等、性の多様性についての理解を促進し、多様な性のあり方などを理由とした社会的偏見や差別をなくすとともに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう取り組む必要があります。



#### 施策1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

旭泉   土涯にわたる住と土地に関する健康と権利の寺里	
具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) <b>性の尊重の意識を育てる教育・啓発の実施</b> 小・中学校の教育課程において年齢に合わせた適切な性教育や人権教育を実施することで、 性の尊重の意識を育てます。	学校教育課
<b>具体的事業・取り組み</b> 性教育、人権教育(学校教育課)等	
(2)妊娠・出産期における女性の健康支援 各種母子保健事業の充実により、妊娠・出産期における女性および母子の健康の維持増進 を支援します。	保健センター
具体的事業・取り組み 母子健康手帳の交付、父子手帳の交付、妊産婦相談、パパ・ママ講座、プレママ学級、エンジョイママクラブ、産婦訪問、妊婦健康診査(保健センター)等	
(3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の啓発 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について 理解を深めるための啓発を行います。	市民活動推進室
具体的事業・取り組み 男女共同参画啓発紙「パートナー」への掲載(市民活動推進室)等	

### 施策2 性差に応じた生涯にわたる健康支援

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)思春期における相談体制の充実 思春期の身体の変化に伴うさまざまな悩みなどに対応するため、小・中学校の全職員による教育相談体制を充実します。また、家庭児童相談では、思春期の子どもを持つ保護者からの相談に対応します。	学校教育課 児童福祉課
具体的事業・取り組み 中学校におけるさわやか相談、教育相談(学校教育課)、家庭児童相談(児童福祉課)等	
(2)成人・高齢期における性差に応じた健康支援成人・高齢期の男女を対象とした各種検診や健康診査を実施するとともに、性別特有の疾病に対する各種検診や健康診査を行います。	保健センター
具体的事業・取り組み 骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診(大腸、胃、肺、乳、子宮)、30歳代の健康 診査、歯周疾患健診、特定健診後の特定保健指導、成人健康・栄養相談、健康手帳の配布(保 健センター)等	

### 施策3 性の多様性についての理解促進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1) L G B T などの性的少数者等に関する理解促進 L G B T などの性的少数者等に関する正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための啓発を行います。	市民活動推進室関係各課
具体的事業・取り組み 市民相談(市民活動推進室)、人権相談(市民活動推進室)、小・中学校教職員研修(学校 教育課)、人権・同和教育指導者養成講座・人権講演会(生涯学習スポーツ課)、男女共同 参画職員研修(市民活動推進室)等	



### 基本目標Ⅲ

### 目標達成に向けた計画の推進

### 現状と課題

蕨市が、2003年に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を施行してから15年が経過しました。この条例では、市、市民、事業者は、それぞれ男女共同参画推進にあたっての責務を有し、男女が平等でともにあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的として、協力して取り組むこととなっています。

2004年には、この条例に基づく基本計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定し、蕨市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、2018年度の「男女共同参画市民意識調査」の結果等により、重要施策の指標の目標値に対する達成状況を見てみると、男女共同参画社会に向けた取り組みが着実に進んでいる部分とそうとはいえない部分があることから、今回の計画では、引き続き計画の確実な実行に向けて短期的な進行管理を行うとともに、重点施策を中心に着実に成果を上げていくことを重視します。

また、計画の推進にあたっては、常に国際的な動向を把握しながら、市と市民、事業者等との協働による男女共同参画を推進していきます。あわせて、庁内の推進体制については、分野横断的な連携を更に強化し充実させるとともに、モデル事業所としての市役所の実現に向けた取り組みを進めていきます。また、男女共同参画に関する施策の推進への苦情や相談についても適切に対応していきます。



#### 施策1 計画実行に向けた適切な進行管理の実施

MON. HIENTINGEN GREITEN COM	
具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女共同参画推進委員会の開催 男女共同参画に関わる基本的、総合的な施策についての調査や審議を行い、推進状況について市長に意見を述べる男女共同参画推進委員会を開催します。	市民活動推進室
(2)年次事業計画と年次報告の公表 計画を確実に実行するための短期計画として、年次計画を作成し、事業の実施にあたります。また、年次報告を行うことで計画の推進状況を管理し、結果について公表します。	市民活動推進室

### 施策2 庁内の推進体制の充実とモデル事業所としての市役所の実現

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)庁内の推進体制の充実 施策を全庁的に効果的に推進するために、男女平等行政推進会議(部会)を行います。あ わせて、DVの防止と被害者への適切な支援を行うためのDV対策庁内連絡会を開催します。	市民活動推進室 関係各課
(2)モデル事業所としての市役所の実現 市役所が職員に向けて男女共同参画に関するさまざまな取り組みを行うことで、男女共同 参画のモデル事業所を目指します。	市民活動推進室人事課

### 施策3 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)地域における男女共同参画の推進 各地区のコミュニティ委員会を中心に、地域における男女共同参画事業の推進を図ります。	市民活動推進室
(2)男女共同参画推進員による男女共同参画の推進地域において男女共同参画を積極的に推進するため推進員を置き、市とともに男女共同参画に関する事業を推進します。	市民活動推進室
(3)男女平等推進市民会議への活動支援 長年、蕨市での男女共同参画推進の中心となっている市民団体「蕨市男女平等推進市民会議」 の活動を支援します。	市民活動推進室
(4)市と市民活動団体の協働による男女共同参画の推進 協働事業提案制度を活用し、市と市民活動団体との協働による男女共同参画事業を実施します。	市民活動推進室



### 施策4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)国際的視野に立った男女共同参画の推進	市民活動推進室
男女共同参画行政が国際的協調のもとに進められてきた経緯を尊重し、国際的な動向を把握しながら、蕨市における男女共同参画について推進します。あわせて、国際的比較による日本(蕨市)の現状を男女共同参画啓発紙「パートナー」等を通じて市民への理解を進めます。	

### 施策5 男女共同参画についての苦情および相談体制の整備

具体的施策と事業および取り組み	担当課
(1)男女共同参画についての苦情および相談体制の整備 男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情および相談体制を整備し、関係機関と連携を図りながら適切に対応していくとともに市民に周知します。	市民活動推進室



# 1 蕨市男女共同参画白書

## 蕨市男女共同参画市民意識調査結果

#### 1 調査目的

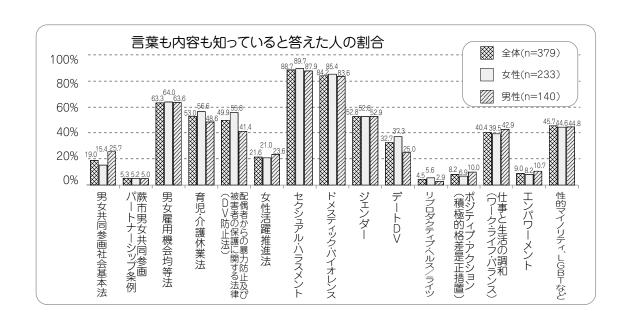
男女共同参画についての意識や実態を把握し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第 2次)・後期計画」策定の基礎資料とするために実施

- 2 調査の方法
  - (1)調査対象:住民基本台帳に記録された 18歳以上の市民 1,000人
  - (2)調査方法: 行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収
  - (3)調査期間:平成30年5月29日~6月22日
- 3 調査項目
  - (1) 意識 (2) 家庭生活 (3) 地域活動 (4) 職場 (5) 社会参加
  - (6) 女性の人権 (7) 女性の活躍の推進 (8) 防災
  - (9) 男女共同参画の取組 (10) 回答者の属性 (11) 自由意見
- 4 回収結果

配布件数	回収件数	回収率
1,000	379	37.9%

## 1) 男女共同参画に関わる言葉の認知

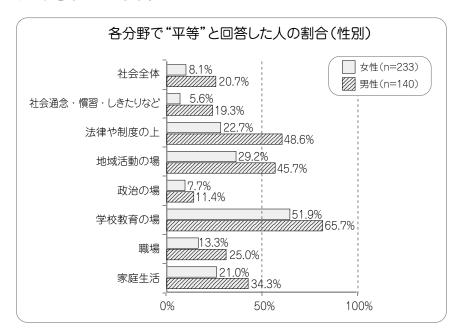
男女共同参画に関する言葉について、「言葉の意味も内容も知っている」という回答が最も多かったのは、「セクシュアル・ハラスメント」で88.7%、次いで「ドメスティック・バイオレンス」で84.2%でした。





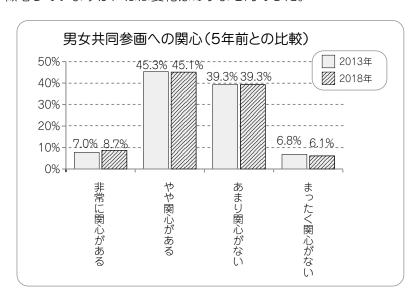
## 2 男女の平等感

各分野で男女平等になっているか聞いたところ、"平等"と答えた人の割合が最も高くなったのは「学校教育の場」で56.7%、次いで「地域活動の場」で35.4%となっています。"平等"と回答した人の割合は、どの分野も男性の方が高い割合となっていますが、特に「法律や制度の上」の分野では、男性では48.6%が"平等"と答えているのに、女性は22.7%にとどまり、その差は25.9ポイントあります。同様に「家庭生活」でも男性は34.3%が"平等"と答えていますが、女性では21.0%でその差は13.3ポイントとなっています。



## 3 男女共同参画の関心度

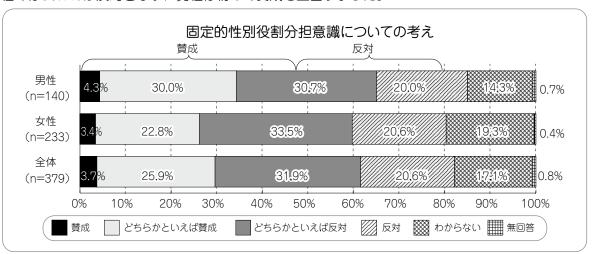
男女共同参画への関心は、"非常に関心がある"が8.7%、"やや関心がある"が45.1%、"あまり関心がない"が39.3%、"まったく関心がない"が6.1%となっています。2013年の調査と比較すると、関心がある人が微増していますが、ほぼ変化はありませんでした。



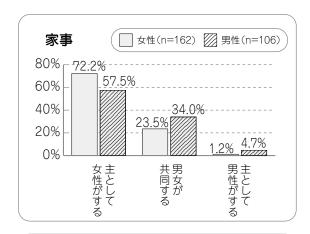


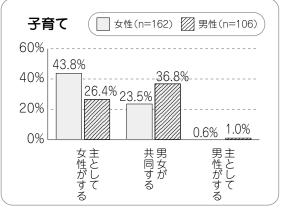
## 4 固定的性別役割分担意識

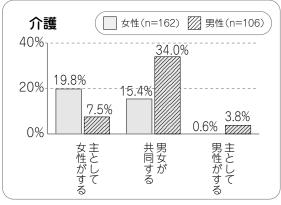
「夫は仕事、妻は家庭」という固定的性別役割分担意識について、「賛成」と回答したのは3.7%、「どちらかといえば賛成」が25.9%、「反対」は20.6%、「どちらかといえば反対」が31.9%となりました。 男女別では「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計が、男性では34.3%が、女性では26.2%が 賛成となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は、女性では54.1%が、男性では50.7%が反対となり、男性は初めて賛成を上回りました。



## 5 家庭での役割分担





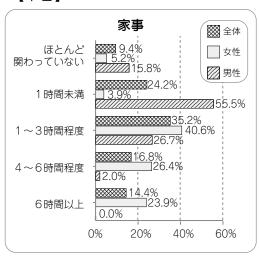


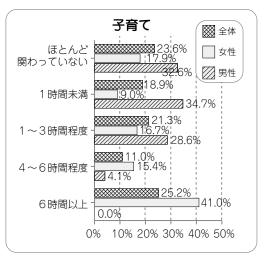
家庭での分担については、「主として女性がする」が"家事"が65.9%で最も多く、次いで"子育て"が36.3%、"介護"が15.0%となりました。「男女が共同する」は、"子育て"が28.6%で最も多く、次い"家事"が27.5%、"介護"が22.4%でした。

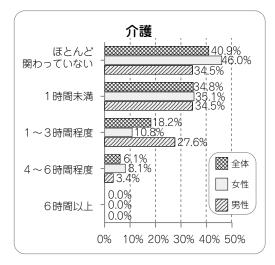


## 6 家事・子育て・介護時間

#### 【平日】

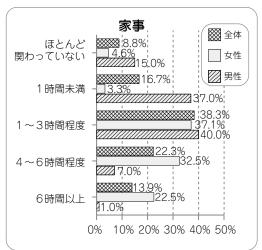


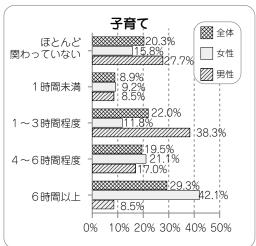




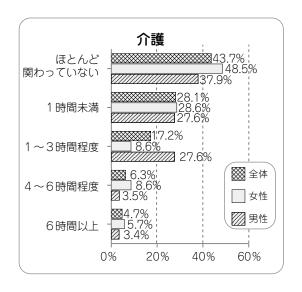
男女別でみると"家事"で最も多いのは女性が「1~3時間程度」で40.6%、男性が「1時間未満」で55.5%、"子育て"で最も多いのは女性が「6時間以上」で41.0%、男性が「1時間未満」で34.7%、"介護"で最も多いのは女が「ほとんど関わっていない」で46.0%、男性は「ほとんど関わっていない」と「1時間未満」が34.5%でした。

#### 【休日】





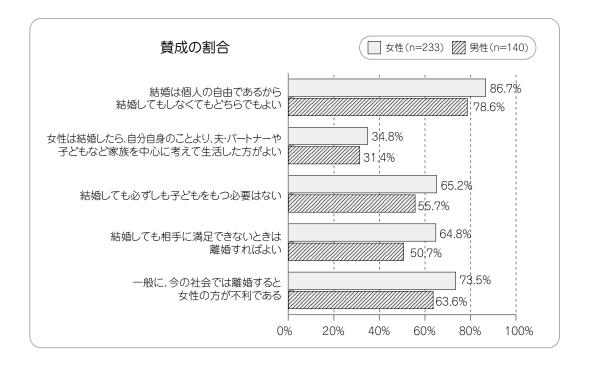




休日の"家事"を男女別にみると、最も多いのは男女ともに「1~3時間程度」で女性が37.1%、男性が40.0%でした。"子育て"で最も多いのは女性が「6時間以上」で42.1%、男性が「1~3時間程度」で38.3%、"介護"で最も多いのは男女ともに「ほとんど関わっていない」でした。

# 7 結婚観

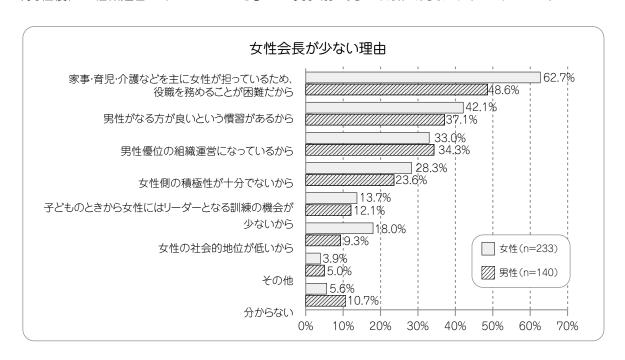
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した賛成の割合を男女別で見てみると、総じて女性の方がポイントが高くなっており、中でも「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」は、女性の64.8%に対し、男性は50.7%が賛成で14.1ポイントの差がありました。





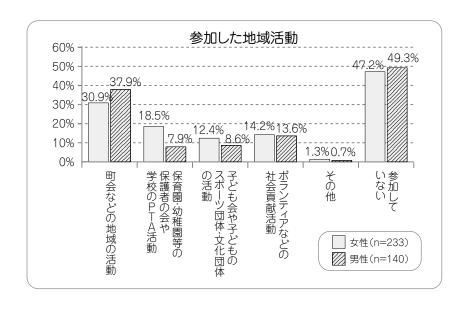
## 8 女性会長が少ない理由

会長職に女性が少ない理由について、最も多い回答は「家事・育児・介護などを主に女性が担っているため、役職を務めることが困難だから」、次いで「男性がなる方が良いという慣習があるから」、「男性優位の組織運営になっているから」で、男女別に見ても順位は変わりませんでした。



## 9 地域活動への参加

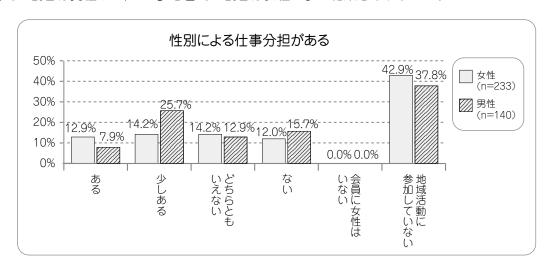
地域活動については、「参加していない」が最も多いのですが、参加したことの中で男女別に見ると、女性で最も多いのは「町会などの地域の活動」で30.9%、次に「保育園・幼稚園等の保護者の会や学校のPTA活動」が18.5%となりましたが、男性で最も多いのは、は「町会などの地域の活動」で37.9%、つぎに「ボランティアなどの社会貢献活動」が13.6%となりました。





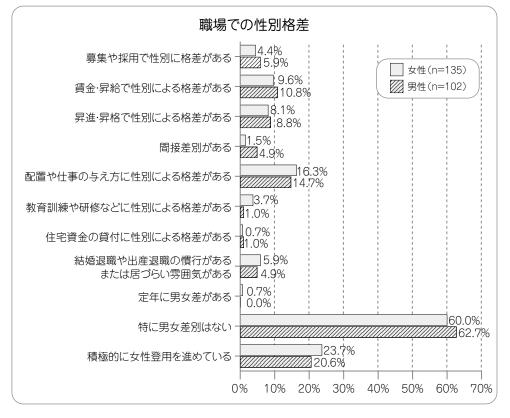
## 10 地域活動における性別役割分担

「男性は中心的な仕事、女性は庶務や雑用」など、性別による仕事の分担があるか聞いたところ、「ある」「少しある」と答えた割合は「どちらともいえない」「ない」よりも多いが、そのうち、「少しある」と答えた割合は男性が、「ある」と答えた割合は女性が多い結果となりました。



## 11 職場での性別格差

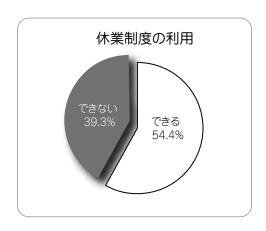
職場での男女格差について聞いたところ、男女ともに「特に男女差別はない」が最も多く、「積極的に女性登用を進めている」が次に多い結果となりました。

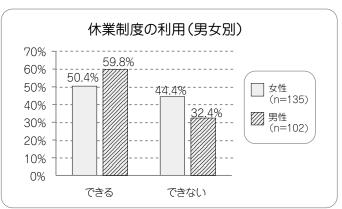




## 12 育児・介護休業制度の利用

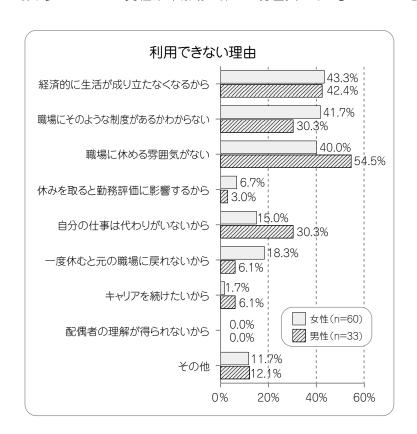
現在仕事をしている方に、育児休業や介護休業制度が利用できるか聞いたところ、全体で54.4%が「できる」、39.3%が「できない」との回答になりました。「利用できる・できない」を男女別で見ると、男女ともに「できる」と答えた人が多く女性は50.4%、男性は59.8%となりました。





## 13 休業制度を利用できない理由

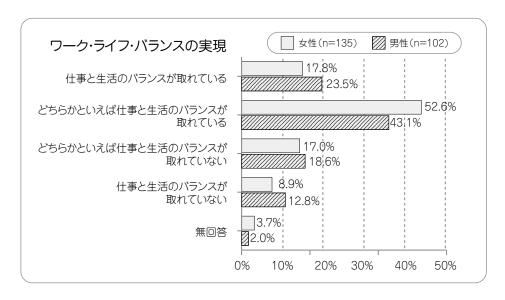
前問で「利用できない」と回答した人にその理由を尋ねると、女性は「経済的に生活が成り立たなくなるから」が最も多く43.3%、男性は「職場に休める雰囲気がない」で54.5%となっています。





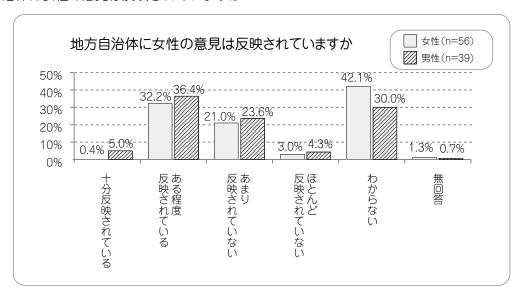
## 14) ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスの実現について聞いたところ、「どちらかといえば仕事と生活のバランスが取れている」と答えた人が女性で52.6%、男性で43.1%と最も多く、次に「仕事と生活のバランスが取れている」で、女性が17.8%、男性が23.5%となりました。



## 15 女性の意見の反映

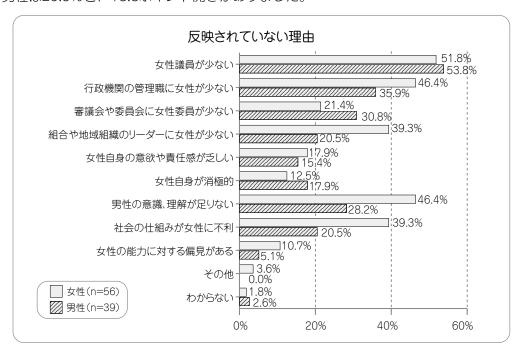
地方自治体の施策に女性の意見などが反映されているかについて、「わからない」と答えた人が女性で42.1%と最も高く、男性では「ある程度反映されている」が36.4%と最も高くなっています。 地方自治体に女性の意見は反映されていますか





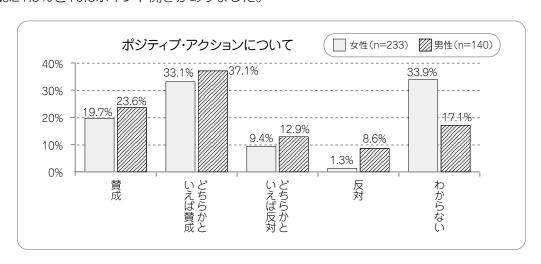
## 16 意見が反映されていない理由

前問で「あまり反映されていない」、「ほとんど反映されていない」と答えた人に、その理由を尋ねると、「女性議員が少ない」が女性で51.8%、男性で53.8%と、男女差が最もあったのは、「組合や地域組織のリーダーに女性がいない」と「社会の仕組みが女性に不利」がともに、女性が39.3%に対し男性は20.5%と、18.8ポイント開きがありました。



## 17) ポジティブ・アクションについての考え

ポジティブ・アクションについて、「どちらかといえば賛成」と「賛成」を足した割合は男女ともに半数を超えましたが、「どちらかといえば反対」と「反対」を足した割合は、女性は10.7%に対し男性は21.5%と10.8ポイント開きがありました。

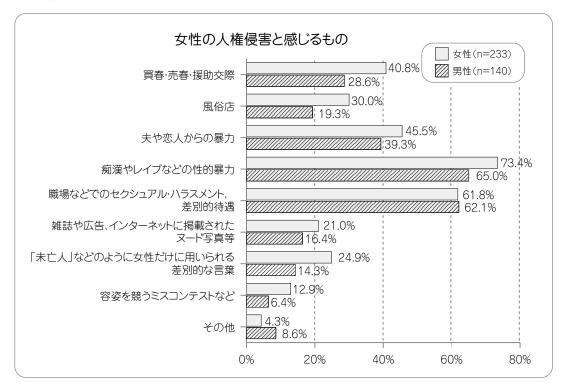




## 18 女性に対する人権侵害

女性の人権が侵害されていると感じることについて、最も多かった回答は「痴漢やレイプなどの性的暴力」、次いで「職場などでのセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇」、「夫や恋人からの暴力」となっています。男女で差があったのは「買春・売春・援助交際」で、女性が40.8%に対し、男性が28.6%と、12.2ポイントの開きがありました。

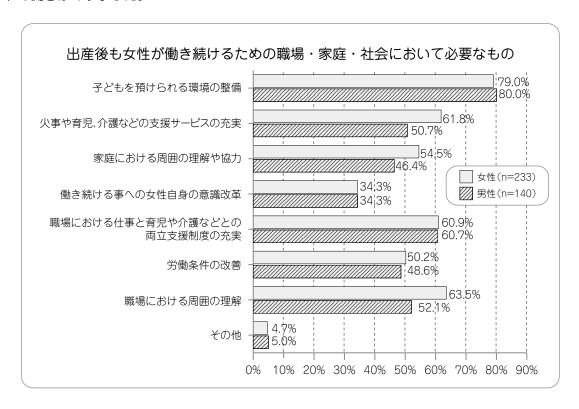
女性の人権侵害と感じるもの





## 19 女性の活躍の推進

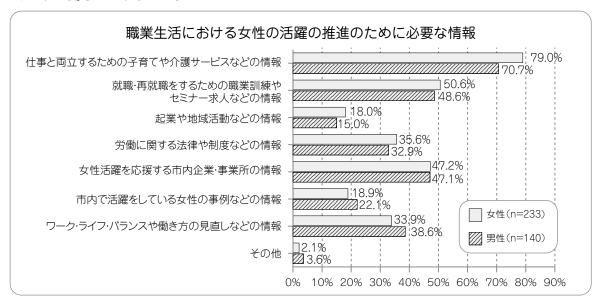
出産後も女性が働き続けるために必要だと思うものについて、最も多かった回答は「子どもを預けられる環境の整備」、次いで「職場における仕事と育児や介護などとの両立支援制度の充実」、「職場における周囲の理解」、「家事や育児、介護などの支援サービスの充実」となっています。男女で差があったのは「職場における周囲の理解」で、女性が63.5%に対し、男性が52.1%と、11.4ポイントの開きがありました。





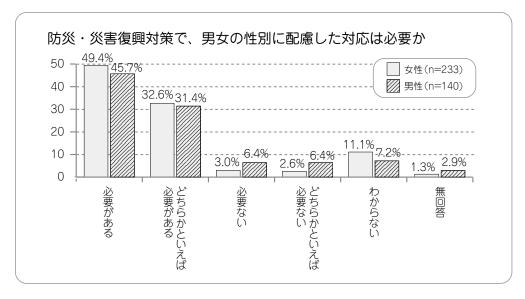
## 20 女性の活躍の推進のために

職業生活における女性の活躍の推進のために必要な情報について、最も多かった回答は「仕事と両立するための子育てや介護サービスなどの情報」、次いで「就職・再就職をするための職業訓練やセミナー、求人などの情報」、「女性活躍を応援する市内企業・事業所の情報」、「ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しなどの情報」となっています。男女の差が一番大きくあったのは、「仕事と両立するための子育てや介護サービスなどの情報」で、女性が79.0%に対し、男性が70.7%と、8.3 ポイントの開きがありました。



## 21 防災・災害復興対策での配慮

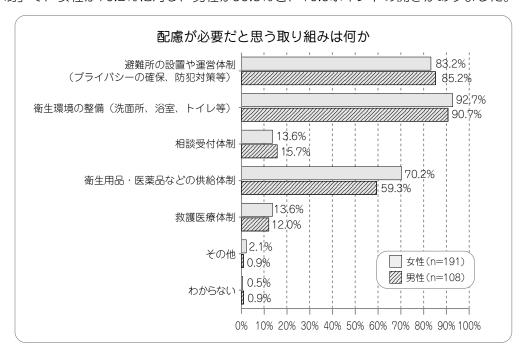
防災・災害復興対策において、男女の性別に配慮した対応が「必要である」、「どちらかといえば必要がある」と感じている人は、女性が82.0%、男性が77.1%となっています。また、「必要ない」、「どちらかといえば必要ない」と感じている人は、女性が5.6%、男性が12.8%となっています。





## 22 配慮が必要な取り組み

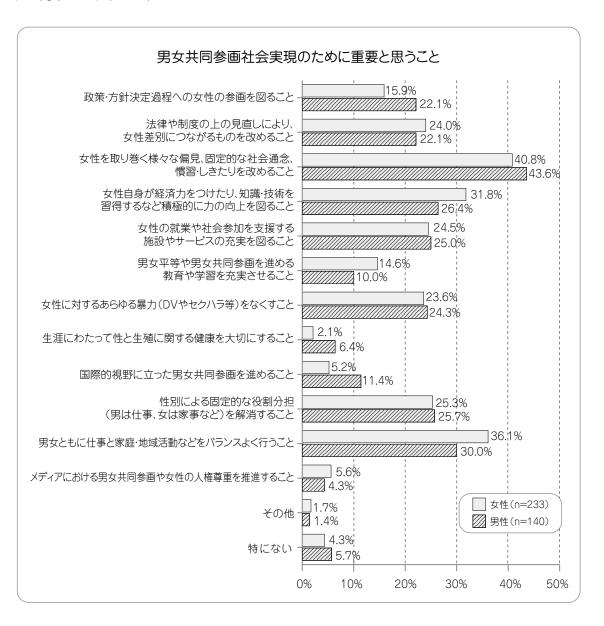
配慮が必要だと感じる対策については、最も多かったのは「衛生環境の整備(洗面所、浴室、トイレ等)」で次いで「避難所の設置や運営体制(プライバシーの確保、防犯対策等)」、「衛生用品・医薬品等の供給体制」となっています。男女の差が一番大きくあったのは、「衛生用品・医薬品等の供給体制」で、女性が70.2%に対し、男性が59.3%と、10.9ポイントの開きがありました。





## 23 男女共同参画の実現のために

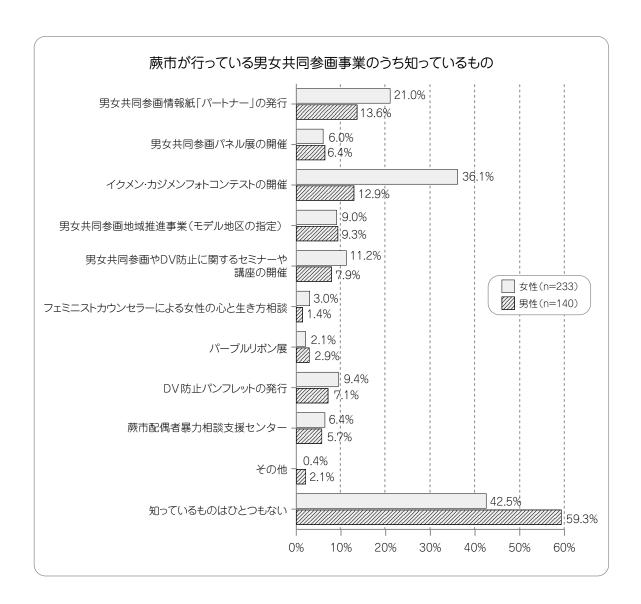
男女共同参画社会の実現に向けて重要と思うことについて、最も多かったのが「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、次いで「男女ともに仕事と家庭・地域活動などをバランスよく行うこと」、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に力の向上を図ること」となっています。男女別で最も差があったのは「政策・方針決定過程への女性の参画を図ること」と「国際的視野に立った男女共同参画を進めること」で、6.2ポイントの開きがありました。





## 24 蕨市が行っている男女共同参画事業

蕨市が行っている男女共同参画推進事業についてお聞きしたところ、「知っているものはひとつもない」が最も多く、次いで「イクメン・カジメンフォトコンテストの開催」、「男女共同参画情報紙「パートナー」の発行」となりました。男女で差があったのは、「イクメン・カジメンフォトコンテストの開催」が女性36.1%に対し男性が12.9%と、23.2ポイントの開きがあり、女性の関心が高いことがうかがえました。





### 回答者の属性

## 1. 性別

	件数	%
女	233	61.5%
男	140	36.9%
無回答	6	1.6%
合計	379	100.0%

## 2. 年齢層

	件数	%
18~19歳	8	2.1%
20~29歳	34	9.0%
30~39歳	55	14.5%
40~49歳	66	17.4%
50~59歳	63	16.6%
60~69歳	60	15.8%
70 歳以上	90	23.8%
無回答	3	0.8%
合計	379	100.0%

## 3. 職業

	件数	%
経営者・役員 (自営業含む)	30	7.9%
正社員・正職員	106	28.0%
派遣社員	3	0.8%
パート・アルバイト・ 契約社員・嘱託など	88	23.2%
学生	9	2.4%
専業主婦(主夫)	53	14.0%
その他	10	2.6%
無職	75	19.8%
無回答	5	1.3%
合計	379	100.0%



### 自由意見

### 子育て支援

- ・男女共同参画の促進を図る為、市民から作文 やキャッチコピー(絵と共に)を募集する。 なじみが早いと思う。私はイクメンフォトか ら知りました。育児と家事をシェアするイク メン(父親)を集めて、会談を特集してほしい。
- ・一時保育が利用しづらい。実施園が少なすぎる。戸田市は10ヶ所あって蕨市は4ヶ所、 もう少し増やしてほしい。
- ・男女が平等に働くためには保育園の整備も必要と思われるが一方で、子どもの育成にも課題があると思う。長時間保育による生活リズムの不定や父母の労働と子育てのバランス等。国レベルになると思うが、子育て世帯が経済的にも労働時間にも配慮されるとよいと思います。
- ・結婚して子供が産まれても働き続けたい、という女性は実際に世の中に何%いるのだろうか?本音はパートナーの給料が安いから、将来の子供の為に働くという人が、ほとんどではないのではないかと思う。せめて、子供が学校に行くまでは、安心して子育ての出来る街作りをして欲しい。
- ・妻とは同じ職場で、お互い総合職でしたが、 2人目が生まれ1人目の学童のおむかえの時間を考えると、とても間に合わず、妻は15年勤務した会社を辞めます。仕事と育児を両立してできない現状があります。蕨市は保育園を増やしておりますが、臨時であずけられる所があまりないように感じ、またその情報は、どこで知るべきかわかりません。

### 職場・企業

・長子が産まれた15、6年前と比較すると保育園の送迎ひとつをみても以前は母(又は祖父母)がほとんどだったのが、父の参加が増えイクメンは確実に増えていると感じます。 又、育児のための時短勤務(主に母親)も以

- 前より利用しやすくなっているのも感じます。しかし、一方で土日を含め長時間労働が 固定化されている人も多いです(特に男性)。 男女ともに仕事と家庭で過ごす時間のバランスがとれるようになることが男女平等、共同参画につながる近道なのではと強く思います。
- ・女性は出産をすると、そのまま子育てに入る ので、職場によっては辞めざるを得ない人も、 まだまだいると思います。経済的にだった り、事情(意欲)で、子供が就学前に働こう と思っても、面接で断られることもあります。 私が経験した事は、就学前の子は熱も出すか ら、何度も休まれてしまうと困るというもの です。少しずつ、社会全体の認識も変化して いると思いますが、人数の少ない企業などは、 厳しい面もあります。また、男女で差がある ことは当たり前ですが、男女平等などという 言葉を誤解している人もいると思います。子 供達の未来には本当に偏見のない社会になっ てほしいと思います。そのためにも、今大人 である私達が手本となり、変わっていく必要 があると思います。
- ・もっと労働の配慮をして欲しい。
- ・ワークライフバランス推進のための諸制度の 充実とともに、それを利用・活用できる職場 環境の改善が必要。(労働時間・人的配置等)

#### 人権尊重

・この調査の中でジェンダーが男女に固定されていることに疑問を感じます。多様性に関しての Sensitivity を求めます。

### 家族・夫婦

- ・育児と仕事の両立なくして、男女共同参画社会は実現しませんが、仕事と育児の両立には家族の理解や協力が不可欠です。社会制度をととのえても家族の意識(特に夫の)がかわらなければ男女共同参画は永遠に実現できないと思います。
- ・私は、子供が居ないので、今不安に思ってい



ることとしては、介護と自分達が老いた時の ことです。介護で働けなくなって、1人の収 入だけになってしまうと、正直、家のローン と自分の医療費で、生活できなくなります。 介護に直面する世代にとって、国や地方でど の様な使えるサービスがあり、相談窓口がど こにあって…等、土日の仕事が休みの時に市 でセミナーを開ければと思います。自分でい ろいろ調べて不安になるよりも、市として、 説明会があれば時間の節約になりますし、間 違った考えに陥らなくてすむ。また、市や国 のサービスばかりでなく、民間でも、この様 なサービスが、どれだけの金額で受けられる かとか、市のサービスと併用するとか、そう いうことまで広げてもらえると、なお良い。 男女の別なく、協力して、介護ができる。し かも家族だけで抱えこまず、悲劇をうまない 為にも、より良い制度やサービスができるこ と、知識を得ることが重要と考える。

- ・蕨に住んで48年とても生活しやすい市と思います。私は義父母の協力を得ながら、仕事と子育てをして36年間働き、定年を迎えました。宿泊を伴なう出張もあり、親の協力が何より助かりました。当時、育休は1時間、47年前の事です。その後、育休はふえましたが、核家族の時代になり、男・女はお互いに協力しないと仕事は続けられず、環境はどんどん変わりますが、男性の意識改革なしには、男女平等は有り得ないのです。女性も経済力を持ち自立して生活出来るように意識していく事が必要と思います。
- ・社会的環境の変化で今の20代の若い既婚者 等は収入の面も含めて共働きがあたり前に なっている。20才代の男性の意識は50代 60代の男性とまったく異なります。若い世 代を応援していきたい。今時の…は死語。
- ・結婚した場合、まず子供を育てる義務をしっかり話し合い二人で育ててほしい。男女共、社会の中で生きていることを自覚する必要性を皆に持ってもらえる様な講演会をしてほしい。
- ・認知症初期の高齢の母の生活支援をしていま す。足のつけ根の皮膚疾患に薬を塗ったり下

着を買いに行ったり、息子より娘でよかった。 ヘルパーさんにも、はずかしくて頼めないと 言っています。男性は仕事、女性は家庭とい うのがおかしいとは思いません。女性ならで はの仕事役割は沢山あり各家庭によっ判断で ががであるほうがよいなら個々の判断で、 女性が仕事、男性が家事でよいし、二人共ば りばり働いて子供を育てるのは、子供の情緒 に不安を感じます。認知症の母とのコミに ケーションに日々悩む中、男女共同参画で いては、きいたことはある程度の認識で恥 いての改革もお願いいたしたいです。

### 男女平等・男女共同参画

- ・男女と別々に分けて考えなければならないの を不思議に思います。人間としてどう生きる のかと考えたいです。
- ・男女平等の「平等」を求める事は、世界に通じる社会を作っていく上で重要だと考え、一女性としてアンテナを向けている問題だったので、今回の意識調査に抽出された事、幸運に思っています。男女の平等は、「女性をひいきして」成功させるものではなく、「性別に関係なく、身体的ハンデをうめていくことで誰しも同等の立場を保てる社会」をつくる事だと、もっと世間が理解していけるような行政が「常」になっていくように、自身は職場で働いています。今回の調査が活きていく事に期待したいです。宜しくお願いします。
- ・今回の調査で、デートDVの存在を初めて知りました。一般的なDVよりデートDVの方が、若い子の被害が多く、またそういう問題になってることを知らないため、相談できない、これがDVだということを知らない子が多いと思います。もっとこの「デートDV」について発信していくべきだと思います。
- ・男女が平等でなくてもべつに良いと思う。私 は生活して来るのに不幸を感じなかった。
- ・今後、男女平等が実現することをいのっています。
- ・根付いているものは、正直なくならないと思



います。国会議員全員女性にする位の事をしなければ「男女平等」なんて事は実現しないと思います。力・体格差をカバーし合えるような仕事を。結婚後の名字、男性側になる人が多い事も気になる。考えれば考える程、本当の平等を手に入れるのは難しい。

- ・男性は女性への思いやり女性は男性へのお互 いの思いやりが必要と思います。
- ・イクメン、カジメンの響きといいますか、言葉そのものに差別を感じます。
- ・男女共同参画を推進する事業について、一つ も存じておりませんでした。広報などで紹介 されていると思いますので、今後はなるべく 読むようにいたします。
- ・男女平等・共同参画は大事なことと思います。 今後は市発行の資料・他にも関心をもち知識 を高めていきたいと思います。
- ・貴重な調査を受ける機会をいただきありがと うございます。県外の保育園に勤めており、 日々お子さんを預けてパワフルに働くお母様 の姿をお見かけします。出産・育児はご夫婦 のライフイベントであるにも関わらず、園の 行事等はもちろん、お子さんの体調確認にも 消極的なお父様も残念ながらいらっしゃいま す。そんなお父様に限ってお母様の早期復帰 を望まれていたり…。まだまだ課題はありま すが、蕨だけでなく日本中が「男女平等」に ついて理解を深めていければ良い流れが出来 ると思います。
- ・男、女同じ条件にならなくては無理な事が多いのでは?
- ・男女共同参画については、まだまだ知らない ことが多くあるので、さらに知識を深める必 要があると感じました。・
- ・私は、男女が、すべて同じ事を行う事が、平 等だとは思っていません。ヒトは1人で生き るよりも、集団で生きていく方を選んだ種族 です。すなわち、そこには様々な役割が生ま れます。今まで、問題とされてきたのは、男 と女と役割を分けてきた事であり、これから は、男女関係なく、同じスタートラインで、 人生を始める事です。女子学校や一般職は少 なくなってきています。良い事だと思いま

す。しかし、家族を持って、すべてが共稼ぎ を促す様な風潮には疑問を感じます。子育て は、親が寄りそう事が大切だと、今も考えま す。女性が一家の大黒柱、それをささえるの が夫である主夫。これが、正々堂々と認めら れる社会こそ真の男女共同参画であると思い ます。以上

- ・セクハラ・パワハラと色々とメディアでも取り上げられているが、結局、むかしからの事だと、考えが変わっていない方々が多い。女性を雑にあつかうこと自体、ゆるせない。女が子供を産まなければ、世の中、成り立たない。安心して、結婚→出産して欲しい。男の勝手な、どんどん産んでもらわないと、とバカな政治家もいる。考えられない、あまりにもバカにしすぎ。なさけないけど、なくならないだろうと思う。娘の世代には少しでもなくなって欲しい。男女平等…言葉はかんたんに書けるが…。なかなかむずかしいでしょう。
- ・基本は男性の良い所、女性の良さをお互いに 尊重しあって、夫婦としてカップリングした 人の幸せになっている。形は、相互が相手を 大切にし、協力しあって作り上げている家庭 であるのをみたら、男性であるから、女性で あるからは関係なく社会の中で、両性が必要 とされ、助けあって成り立っていくものと考 えています。男女平等は、古くから当然あた りまえのことと考えています。
- ・私は、主人の暴力で約15年間別居し、68 才で離婚しましたが、市の協力は何もありませんでしたし、何をどうすれば良いのか、その方法も全く知りませんでした。ただ無料の弁護士の案内が広報にあるだけで行きましたが、役立ちませんでした。仕事につきたくても専業主婦で、夫に束縛され知識を得る事もゆるされていませんでした。広報は一般的な事のみ記されていますが、一部分だけでも女性(主婦等)の問題に特記した記事を載せてほしいと思います。
- ・男女平等も、その時と場合と場所によって 違ってくる。女の主張ばかりするのも、どう かと思う。その置かれた場所で、互いに思い やりを持てばいい。自分のやるべき事をきち



んと見つめてから。ある程度、不公平があってもお互い様だと思う。

- ・昔に比べて、男女平等の意識はかなり良く なったと思います。しかしまだ昔ながらの男 性優位な考え方が残っている部分もあると思 います。これは、やはり小学生のうちから教 育されるべきことであると思います。小さい 頃から教育されることによって市民の男女平 等への考え方も、もっと良いものになると思 います。
- ・結局のところ真の男女平等とは、どの様な状況が理想であるか分かりません。形式的であったり、目標値をクリアするだけの平等、 共同参画を目指して頂きたいと考えます。
- ・平等とは同じ事をする事ではない。それぞれ 得意な分野をする事である。
- ・様々な個人のライフスタイルを尊重して、価値観の多様化を大切にするような制度・風土・ツールが作られなければいけないと思う。個人の考え方に合った選択肢がたくさんあれば充実した社会になるのでは?男女で不当な差別があってはいけないのはもちろん、男女平等にしなければいけないからと言って画一的な方法を押しつけるのも、多様化に逆行すると感じる。
- ・男女平等という言葉に何かもっと意味を持た せてほしい。結局のところ男性優位という裏 が見えかくれする。女性はおとなしくしてい ろという考えが男性側にある以上、何を考え てもなかなか前に進みづらいと思う。
- ・我家でもあるのですが、男女平等、平等といっていますが、男性の認識の低さが。あまり進んでないと思います。
- ・昔は男性が上にいるというのはあたりまえ、 そしてワンマン。女性の立場が弱かったと思 う。女性が役のある方がいると変なイメージ がした。今、女性もだいぶ、上司の方が多く なり非常に良いと思います。女性も男性も、 いろいろな方がいると思うので、そこに向い ているならドンドン意見を出して、男だ女だ といわず協力するという事は大変良いと思い ます。男性の良いところ、女性の良いところ があると思うので共同参画OKです。

### 行政・施策

- ・自分から情報を得ようと動かない限り、なかなか有益な情報を手に入れることができない。また情報弱者であることの多い高齢者、主婦にどのように、男女共同参画へアンテナをはってもらうことができるのか、蕨市に期待します。またこれがあたり前だと、だれもが思えるように小さい頃からの教育がとても重要だと思います。
- ・市役所に行った時に感じることですが職員の みなさんがとても感じが良い「市の運営?が とてもスムーズに行われている」と安心しま す。蕨市民で良かった。と…
- ・同性パートナーシップ証明制度について検討 して下さい。
- ・女性差別がある前提なのが疑問。もう女性の 権利は十分。だから少子化するんだと思うけ どどうなんだろう?
- ・行政や社会で取り組むべきは「優遇」ではな く、「環境作り」であって欲しい。女性なら ではのライフタイムイベントと障壁はある が、乗り越える手段であったり、理解を得 やすい環境作りであって欲しい。適材適所で 仕事し、評価をされるのは当然だし、女性も もちろん公正に判断されるべきだと思う。権 利と優遇を叫ぶばかりでは「女性様」と揶揄 され真に男女平等とはならないと思う。全て の門は平等に開かれるべきだし、女性ならで はの壁に対するサポートは有るべきだ。しか し、女性の甘やかし真の自立を奪い軋轢を生 む、以て非なるものと思う。まだまだ女性の パワーはこんなものじゃないと思うので、是 非とも男の世界にもガンガン踏み込んで、同 じ様に叩かれ、もっと素晴らしいものを世に 送り出して欲しい。頑張れ女性。
- ・単に絶対平等は女性に過度の負担を強いることになることを考慮して、真に男女平等とする条例等、諸行政に生かしていただけること願います。女性がもっと社会で活躍できることは望みますが、専業主婦を希望する女性も大切にしてほしいと思います。人の幸せ、時代による生活様式等の変革に対応した行政を



お願いします。

- ・蕨市が行っている取組みは色々とあるようですが、それを市民が知らなければ意味がないと思います。もっと市民に知ってもらう努力も必要なのではないでしょうか。正直、市の広報紙なども、なんだかあまり読む気もせず。いつも似たような内容で変わり映えもしない。もっと取組みについて分かりやすく、興味のわくような宣伝をして下さい。蕨市はとても便利で大好きな市です。もっと好きになれるように宜しくお願いします。
- ・今日のアンケートを受けるまで蕨市の取組み について聞いた事もなかった。まずは市民へ の周知が第一課題ではないでしょうか。
- ・蕨は使われない施設が多すぎるので、使われ ることが多い施設を増やせ。
- ・実施して効果があるもの、ないものをしっかりと判定して、KPT (Keep・Problem・Try)の取り組みをしっかりやっていただければよいのかと思います。がんばって下さい。

### 女性活躍

- ・最近の女性の方の活躍は私のような年寄りに は本当に驚き。家を守るというものだと教え られたし両親もそういう人たちでした。でも 息子、娘の婿さんたちは、家事・子守よく手 伝っています。最初は何かだらしないなあと 思いましたが、今の世の中の意識の現れなん だろうと最近は納得しています。女性の皆さ んの活躍を願っています。
- ・どんなに女性が活躍できる体制を整えても、 実際家庭との両立が大変だったり、急に地位 をあたえられても、どういかしていけばいい のか分からない人が多いと思います。まずは、 女性が入っていきやすい環境づくり、生理な ど女性特有の問題に男性・職場が理解・知る こと、産休など長期の休み中にも仕事の報告、 定期的な連絡。戻ってきやすい職場環境をつ くることが先決だと思います。
- ・女性の社会進出を積極的に行ってほしい。雇 用環境を作ってほしい。婚約者に仕事で活躍 してたくさん稼いでほしい。自分は家事と育

- 児をしながらフリーランスにつきたい。実現 したいのでよろしくお願いします。
- ・さいたま市の女性キャリアセンターの就業セミナーを利用した事があります。きれいで、 低料金の託児施設もあり、助かりました。蕨 市にも、そのような場所がたくさんできる事 を願います。
- ・東京都八王子市の学校サポーター事業の様に、女性の特性を活かした、家事・育児と両立しやすい職を作ると、女性の活躍の推進につながると思う。地域活動にもなる。職業生活において、子育でがあると男女で平等というのは、実際の生活を考えると不可能だと思う。平等に拘らず、各々の特性・良さを活用できる環境が整備されれば共同参画も進むと思う。
- ・男女共同参画とうたいながらも、実際にはまだまだ、女性が差別されていると思います。特に公的機関では、平等に扱い易い場所と思いますので、うたっているだけでなく、どんどん女性に重要なポストについていただき、活躍してもらうことを期待します。アンケートをとっているには、それを活かしていただきたいです。蕨市役所でも実力のある女性には、どんどん重要なポストについて、活躍してもらうことを期待します。(それには、周囲の方々が、あたたかく応援していくことが育てあげることになると思います。)
- ・英国の大宰相マーガレット・サッチャーは来 日時、某英語学校で講演終了後、来場者から の質問に応じました。ある女性から「女性の 社会進出についてどう思いますか。女性の社 会進出にまつわるハンデについてどう思いま すか。」との趣旨の質問を受けました。サッ チャー女史の答は「男性だから女性だからと いうことは全く意味がないし、論議に値しな い。人として、どう努力し、どう自己実現し ていくかが大事だ。」という趣旨でした。こ れが、2児を育て、社会人としても妻・母親 としても大成した女性の言葉です。「女性だ から優遇したい」という考えの行き過ぎは、 女性自身を駄目にします。



### その他

- ・自分の勉強不足、恥ずかしく思います。十数 年老眼につき読み書きが苦手になりました。 テレビのみの情報にて新聞・雑誌・広報等ぜ んぜん目をとおしません。申し訳ございませ んでした。
- ・どちらもやりすぎはよくない。法の範囲内で。
- ・私を含めて他の方々の意見が有効活用される ことを望みます。
- ・蕨市の市民として一言。寿命は延びたけど暮 しにくい感じがします。まず銭湯が無くなり とても困ります。若者は自分達だけの暮しを 望み(かつて自分達もそうでした)空き家も 増え、働き手が無くなり手のかかる高齢者も 増え、明日は我が身もと考えざるをえません。 銭湯が近くにあれば交流が増え何かと経済的 にもいい様な気がします。動ける内は、何で もいいから役に立ちたい、そう思っている高 齢者はいらっしゃると思います。皆様が楽し く、一日でも暮らせる様祈っています。
- ・男女平等も大事ですが、商店街のシャッター が閉まっているのが多いので、何かに利用し て活気のある商店街にして欲しい。
- ・日本はまだまだ男女の差別あり、しかしながら、ガテン系(技術職)運転士(電車・バス・タクシー)他、さまざまな分野での進出がいちじるしく今後の活躍が期待出来る。
- ・蕨市商店街の活性化(日暮里の谷中銀座)。 祭りも、もっと増やすべき。
- ・お年寄りの男性が若い女性へ、おうへいな態度をとっているのが気になる(町内会、駅など)。それよりも歩きタバコをなんとかしてほしい。市内全域で禁止してほしい。子どもが苦しい思いをしている。火事にもなりかねない。マナーもわるく、ポイすて、自転車にのりながらもあたりまえになっている。蕨が良い市、子育てに前向きな市になるには不可欠だと思う。毎日、蕨には家をかまえたくないと思っている(今は賃貸住宅)。男女なんたらの前にタバコハラスメントをなんとかしてほしいです。それからの話。
- ・蕨、全体が安心して住み良い地域になってほ

- しいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。ありがとうございました。
- ・町会の必要性はまったくないと思う。
- ・回答者を把握されていますね。催促がありました。女性が差別されているという前提で、回答が誘導されています。一応回答は提出しますが、正直このアンケートの結果で何かされるのは、問題があります。



## 蕨市の男女共同参画の状況

国勢調査や各種関係機関の統計、調査結果をまとめ、蕨市の男女共同参画の状況をあきらかにし、 計画策定の基礎資料としました。

#### ◆市議会

#### 市議会の議員数と女性議員の人数、その割合

平成	議員数(人)	女性数 (人)	割合 (%)		
11年7月	24	3	12.5		
15年7月	24	5	20.8		
19年7月	18	2	11.1		
23年7月	18	2	11.1		
27年7月	18	4	22.2		

市民活動推進室調べ

#### ◆審議会

#### 審議会等における女性委員の割合

亚出	委員の比率 (%)		女性を含む審議会比率(%)	
平成	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均
25年度	33.8	27.0	84.1	82.8
26年度	36.3	27.8	88.4	83.5
27年度	36.2	27.8	78.7	83.7
28年度	34.6	28.0	95.2	84.7
29年度	34.8	28.1	95.1	85.4

市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果 (埼玉県男女共同参画課)

#### ◆市職員

#### 市役所職員の女性割合

	r remaining a series of the se					
平成	女性職員の比率 (%)		女性役付職員の比率 (%)		内課長以上の役付き職員 (%)	
	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均
25年度	40.7	38. 2	19.1	24.6	8.8	10. 4
26年度	39.8	38. 5	20.7	25. 7	9.4	11.0
27年度	41.3	38.8	19.4	26. 2	9.1	11. 9
28年度	41.8	39. 5	19.4	27. 7	7.1	13. 0
29年度	41.9	38. 7	20.0	28.6	9.6	13. 6

「市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果」(埼玉県男女共同参画課)



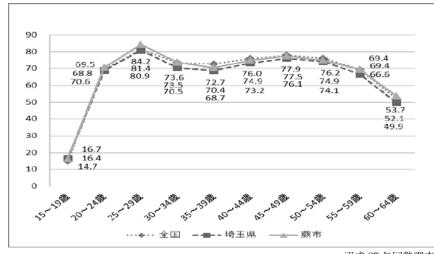
#### ◆各種団体

#### 各種団体の代表者に占める女性の割合

団体名	平成25年4月			平成30年4月		
四	総数(人)	女性の長(人)	割合(%)	総数(人)	女性の長(人)	割合(%)
町会	37	0	0.0	37	1	2.7
子ども会育成会	33	22	66.7	31	23	74.2
РТА	10	3	30.0	10	1	10.0
高齢者クラブ	25	4	16.0	25	5	20.0
青少年団体連絡協議会加盟団体	13	5	38.5	11	4	36.4
レクリエーション協会加盟団体	11	3	27.3	12	3	25.0
体育協会加盟団体	28	2	7.1	28	4	14.3
文化協会加盟団体	14	8	57.1	16	9	56.3
合計	171	47	27.5	170	50	29.4

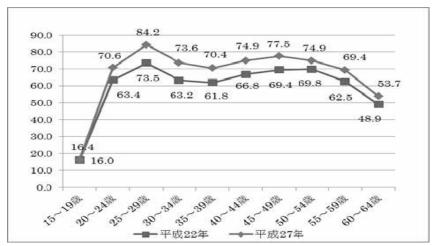
市民活動推進室調べ

#### ◆女性の労働力率(全国・埼玉県との比較)



平成 27 年国勢調査

#### ◆女性の労働力率(平成 22 年と平成 27 年との比較)



平成22年、平成27年国勢調査



## 2 関係法令・条例

### 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう。」これは、平成2年に、蕨市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市が一緒に「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、 男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等な パートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画し、責任を担う男 女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携え、男女が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例を定めます。

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的とします。

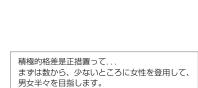
#### (言葉の意味)

- 第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。
- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の 意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経 済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言い ます。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育て中心で、男性は 仕事が中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力又は子どもを利用した暴力を言います。

#### わかりやすく開設したパネル











#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱い を受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女 の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、 決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、 虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題 であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

#### (市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

#### (市民の責務)

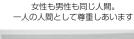
第5条 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画 し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。





自分の体を大切にしよう



なりたい私になれる社会に。 "男だから" "女だから" はやめて、 自分らしく生きていきたいね



市、市民、事業者、それぞれ出来ることから、 力を合わせて取り組みましょう





(性別による権利侵害をなくすこと)

- 第7条 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場など 社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱いをなくす ことを目指します。
  - 2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。
  - 3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンス をはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。

(市民に表示する情報において留意すること)

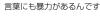
第8条 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければなりません。

#### (市のとりくみ)

- 第9条 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。
- (1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できる ように支援に努めます。
- (2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。
- (3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。
- (4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が取り入れられるように努めます。
- (5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差是正措置 を取り入れるように努めます。
- (6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。
- (7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な支援 を行います。
- (8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利 についての認識が広まるように努めます。
- (9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

#### (男女共同参画推進員)

- 第10条 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員(以下「推進員」と言います。)を置くことができます。
  - 2 推進員は、次のことを行います。
- (1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進めるため の事業を行います。
- (2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。





女性は飾り物ですか?



市はプランをつくるとともに、市役所は男女 共同参画の模範になります



地域でリードする地域推進員





#### (男女共同参画推進委員会)

- 第11条 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進委員会(以下「委員会」と言います。)を設置します。
  - 2 委員会は、次のことを行います。
- (1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。
- (1) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。
  - 3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。
  - 4 委員会の委員は、10人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。
  - 5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委員は、再任されることができます。
  - 6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。
  - 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長 があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。
  - 8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

#### (基本計画)

- 第12条 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。
  - 2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。
  - 3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとと もに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するとき にも同様とします。
  - 4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

#### (苦情や相談等への対応)

第13条 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

#### (年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

#### (委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、市長が別に定めます。

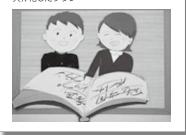
#### 附 則 (施行期日)

1 この条例は、平成15年6月1日から施行します。

#### 推進委員会は、市政をチェック市民の代表。 市長へ意見も申します



中学生でも理解わかるように作った条例と 具体化したプラン



#### もう泣き寝入りはしない



#### 男女平等啓発紙「パートナー」で



このパネルは、ボランティアによる男女平等啓発紙「パートナー編集委員」が作成しました



#### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女 の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、 文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権 利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を 促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対 する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が 最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平 等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトへイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民 地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに 内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であること を強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての 国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に 協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効 果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係 における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、 植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及 び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊 重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女 の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割ととも に変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを 認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原 則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の 差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

#### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組 み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平 等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により 確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。) をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃する ためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止 すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする 暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と 解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味に おいても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつ てはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が 達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この 条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解しては ならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の 定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣 行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動 様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの 搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をと る。



#### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する 差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特 に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びに すべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府の すべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行 する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び 非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に 参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかな る差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の 権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎と して次のことを確保することを目的として、女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有す る教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する 機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報 (家族計画に関する情報及び助言を含む。) を享受する機会 第11条
- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を 含む。) についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働 に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓 練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)

#### を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び 同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取 扱いの平等についての権利
- (a) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び 有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を 防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保する ため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の 雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母 性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加と を両立させることを可能とするために必要な補助的な社会 的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促 進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の 作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えるこ と。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分 べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無 料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保 する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用について の権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における 文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利



- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得 るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用 する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画におい て平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

#### 第4部

#### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書 (種類のいかんを問わない。) を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に 関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について 女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をと るものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保 する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度 が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あ らゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、 婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付 けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなけ ればならない。

#### 第5部

#### 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行

- われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の 後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会 の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、 自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で 要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順 による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿 とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初 の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、 二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選 挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准 又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に 選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で 終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長 によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を 考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連 合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効 果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立 法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置により もたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、 国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年 以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請する とき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及 ばす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が 決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦



人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。 委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関 するこの条約の実施について報告を提出するよう要請すること ができる。

#### 第六部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつ て男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすもので はない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を 達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際 連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて 行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による 通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務 総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後 に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書 が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の 書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉に よつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請に より、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲 裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、い ずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法 裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約へ の加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することが できる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との 関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務 総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回すること ができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ ア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に 寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に 署名した。

#### 男女共同参画社会基本法

[平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互い にその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりな く、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参 画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社 会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済 情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること の緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本 理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明ら かにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社 会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (完義)
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格 差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか 一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

- 第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(政策等の立案及び決定への共同参画)
- 第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。



(家庭生活における活動と他の活動の両立)

- 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、 相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その 他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割 を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことがで きるようにすることを旨として、行われなければならない。 (国際的協調)
- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の青春)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会 の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっ とり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的 改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施す る責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画 社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他 のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措 置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の 状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成 の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会 に提出しなければならない。
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)
- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会 の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基 本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める ものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女 共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければ ならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと きは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければな らない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準 用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当 該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共 同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定 めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市 町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に 影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当 たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならな い。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本 理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなけ ればならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社 会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を 推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に 促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他 男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な 推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとす る。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供 その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣 の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基 本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議するこ と。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要がある と認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意 見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する



施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めると きは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる こと。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織 する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の うちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の 数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であっては ならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査 に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると 認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要 な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員 その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、 廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置か れた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により 置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものと

みなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 [略]
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、 第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従 前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員そ の他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわら ず、その日に満了する。
- 一~十 〔略〕
- 十一 男女共同参画審議会
- 十二~五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法 律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年 一月六日から施行する。

[以下略]

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成十三年四月十三日法律第三十一号〕 〔最終改正:平成26年4月23日号外法律第28号〕

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等 がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行わ れている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者 からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこ れに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び



第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、そ の者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する 暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受け た者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止する とともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な 保護を図る責務を有する。

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚 生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」 という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一 項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければ ならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項 の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針 となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本 的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県に おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道 府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本 的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村 (特別区を含む。以下同じ。) は、基本方針に即し、 かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施 に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」 という。) を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本 計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計 画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援 助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その 他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果た すようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること 又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理 学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、 被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び 第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及 び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の 促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を 行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の 提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の 提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものと する。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるもの

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配 偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認めら れる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セン ター又は警察官に通報することができる。この場合において、 その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により 通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配 偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認めら れる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支 援センター等の利用について、その有する情報を提供するよ う努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報 又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う 業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保 護を受けることを勧奨するものとする。



(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告 知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた 者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体 に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの 更なる身体に対する暴力 (配偶者からの身体に対する暴力を 受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受け る身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である 場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号におい て同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す る脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下こ の条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において 同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。 ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時におい て被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住 居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の 身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その 通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、 又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を 除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて 送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、 又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に 置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう) 恥心を害する事項を告げ、若しく はその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する 文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に 達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三 号において単に「子」という。)と同居しているときであって、 配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者がその同居してい る子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを 防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規 定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の 申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、 同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を 経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活 の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、 就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまと い、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在す る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと する。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意 がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算し



て六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、 相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな いときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す る。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生 命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの 生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に 対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合に あっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため当該命 令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時におけ る事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合に あっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会する ことを余儀なくされることを防止するため当該命令を発す る必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、 前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保 護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲 げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の 所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから ニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同 項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供 述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければ ならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、 速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項

- の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は 援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られ た措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。こ の場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該 所属官署の長は、これに連やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さ なければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする 場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出 頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、 その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその 旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監 又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談 支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を 求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条 第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、 裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内 容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に 対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い 配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時 抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の 効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項ま での規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当 該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り 消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による 命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも 取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告 裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立て をした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消 さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第



四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について進用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた 後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同 号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所 は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しよう とする被害者がその責めに帰することのできない事由により 当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経 過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があ ると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するも のとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者 の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令 を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所 書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交 付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保 護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審 尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達 があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域 内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことが できない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法 務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第 十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する 手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有

無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保 及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、 配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要 な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるも のとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導 の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関 する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及 び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、 必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなけ ればならない。
- 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準 を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談 員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び 第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するも のとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、 同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、 生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類 する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある 相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴 力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等 を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、 当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等 を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場 合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるの は「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」 と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。



第二条	被害者	被害者(第二十八条 の二に規定する関係 にある相手からの暴 力を受けた者をいう。 以下同じ。)
第六条第一項		同条に規定する関係 にある相手又は同条 に規定する関係にあ る相手であった者
第十条第一項から第 四項まで、第十一 条第二項第二号、第 十二条第一項第一号 から第四号まで及び 第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規 定する関係にある相 手
第十条第一項	離婚をし、又 はその婚姻が 取り消された 場合	第二十八条の二に規 定する関係を解消し た場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十 条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条にお いて同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下 の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読 み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において 準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載 のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以 下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)
- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を 目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、 その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日 から施行する。

(経過措置)

(検討)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項に おいて「旧法」という。) 第十条の規定による命令の申立てに 係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従 前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該 命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であっ て生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とす るこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項 第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初に されるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一 項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二 週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途 として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その 結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の 規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関す る事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第 十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二 条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月 一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に 伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

〔平成二十七年九月四日号外法律第六十四号〕 「最終改正:平成29年3月31日号外法律第14号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、 又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社



会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関す る次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措 置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境 の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活 躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと きは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められている ときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該 市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」 という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進 計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容 に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動 計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施 により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定



め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ連用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による 届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で 定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の 状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める 基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。 (認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第 一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の 提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる 書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項 において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を 付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項 の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいず れかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができ ス
  - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届 出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、 第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第 一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条 の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は 前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者につ いて、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労 働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法 第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する 同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準 用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働 者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による 届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、 又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相 談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- (一般事業主に対する国の援助)
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第三節 特定事業主行動計画
- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
  - 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施 により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、



勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の 割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活にお ける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活 躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、 その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場 合において、前項第二号の目標については、採用する職員に 占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の 割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の 割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講 じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画 に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省 令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとす る女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職 業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければ ならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)
- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、 職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、 その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令 で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して 知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する 地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置そ の他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関

- する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の 受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努め るものとする。

(啓発活動)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における 活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その 協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内 において第十八条第三項の規定による事務の委託がされてい る場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加 えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、 協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 (秘密保持義務)
- 第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生 労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、そ の一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施の ため必要な事項は、政令で定める。



#### 第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、 労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲 役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
  - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の 懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の 募集に従事した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条 第二項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条 又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以 下の罰金に処する。
  - 一 第十条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第 一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第 二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若し くは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽 の陳述をした者
  - 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条 第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の 報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章 (第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章 (第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成 二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用について は、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定す る日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年三月三一日法律第一四号抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正 規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条 (次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日 五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行 に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日 条例第十二号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、 男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・ 開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展 をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働 力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男 性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における 参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていく ためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にと らわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対 等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを 決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし てその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進す ることにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、 この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を 定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女 共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めるこ とにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もっ て豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自



らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画 する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に 責任を担うことをいう。

- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間 の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいず れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手 方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相 手方の生活環境を害することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体に おける方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会 が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組 と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の 推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。 (県の青森)
- 第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び 県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、 及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上 の措置等を講ずるように努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュ アル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

#### (県の施策等)

- **第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
  - 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
  - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者 及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとす るあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進する ための措置を講ずるように努めること。
  - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する 機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、 積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
  - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
  - 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
  - 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
  - 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
  - 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及 び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究 を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において 「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次 に掲げる事務を行う。
  - 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
  - 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、 必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

#### (総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、 並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援する ための総合的な拠点施設を設置するものとする。

#### (基本計画の策定)

- 第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関す る施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表 するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (苦情の処理)
- 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。



- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策 若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害 する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に 申し出ることができる。
- 3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された 旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、 その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要がある と認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うも のとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同 参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を 作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第 十三条の規定は、同年十月一日から施行する。



# 3 用語集

~本計画に掲載されている男女共同参画に関する用語の詳しい解説です~

行	用語	解説
あ	イクメン	イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことを言います。厚生労働省では、平成22年に男性の子育て参加や育児休業取得の促進等を目的とした「イクメンプロジェクト」を始動し、育児をすることが、自分自身だけでなく、家族、会社、社会に対しても良い影響を与えるというメッセージを発信しています。
	ウーマノミクス	「ウーマン」+「エコノミクス」の造語で、女性の活躍によって経済を活性化することを意味します。ゴールドマンサックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方です。埼玉県では、平成24年4月に産業労働部にウーマノミクス課を設置し、子育て等と仕事が両立できる「働きやすい環境づくり」、起業を支援する「活躍の場づくり」を柱として「埼玉県版ウーマノミクス」を推進しています。
	エンパワーメント	自分の生活と人生を決める権利と能力を持ち、色々な場の意思決定過程に参画し、社会的な状況を変えていく力を持つことです。2010年には、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金(現UN Women)が共同で女性のエンパワーメント原則を作成しました。企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指しています。
か	クオータ制 (Quota System)	ポジティブ・アクション (積極的改善措置) の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。特に女性の政治参加の拡大に向け、世界各国では、法的クオータ制と政党による自発的クオータ制が取り入れられてきています。
	固定的性別 役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のことをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	私的性的画像記録の提供	私事性的画像とは、撮影された人が第三者に見られることを認識せずに撮影された、性交・性交類似行為、他人が撮影対象者の性器等を触る行為又は撮影対象者が他人の性器等を触る行為で、性欲を興奮、刺激するもの、衣服の全部又は一部を着けない姿態で、殊更に性的な部位が露出され又は強調されているもので、かつ、性欲を興奮、刺激するものであり、これらが記録された、電子情報や有体物(例えば、私事性的画像を記録したUSBメモリなど)を、交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの性的画像を撮影された人の同意なく、インターネット上に公表するなど、第三者に提供すること。いわゆるリベンジポルノのこと。
	ストーカー行為	平成12年に、「ストーカー規制法」が施行され、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して行う行為(つきまとい、待ち伏せ等8つの行為を規定)を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。
	LGBTなどの 性的少数者	「LGBT」とは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障がい者含む、心と出生時の性別が一致しない人)のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「性的少数者の総称」として用いられることもあります。性的少数者にはLGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からないなど、様々な人々がいます。また、性的指向(好きになる性)と性自認(心の性)によって表現することもあります。
	セクシュアル・ ハラスメント (sexual harassment) 性的嫌がらせ	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。なお、「人事院規則」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。



た	デートDV	「配偶者・恋人からの暴力」であるドメスティック・バイオレンス (DV) の中でも、10代、20代など若い恋人同士の間で起こるものを「デートDV」と呼んでいます。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性が高く、防止策が急がれています。若い世代の「デートDV」の特徴は、束縛と性的暴力です。付き合いの制限など「束縛」は男女ともにありますが、「交際相手を怖いと感じたことがある」では明らかに男女差がある (女性の被害者が多い) ことが調査でわかっています。
	DV (ドメスティック・ バイオレンス) 配偶者からの 暴力	「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。
は	ポジティブ・ アクション (積極的改善 措置)	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
5	リプロダクティブ ヘルス/ライツ (性と生殖に 関する健康と 権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ	ワーク・ライフ・ バランス	平成19年に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育で期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。



# 4 計画策定にあたって

## 策定の経過

月	推進委員会	行政推進会議・部会	その他
平成30年4月	第1回委員会 (4/25) ・策定スケジュールについて ・男女共同参画市民意識調査につ いて ・事業進捗状況調査について		女性登用調査実施
5月		第1回会議(5/16) ・策定スケジュールについて ・男女共同参画市民意識調査について ・事業進捗状況調査について ・部会の設置について 第1回部会(5/30・任命) ・策定スケジュールについて ・男女共同参画市民意識調査について ・事業進捗状況調査について ・男女共同参画について(研修)	男女共同参画市民意識調査実施
6月			事業進捗状況調査実施
8月		計画案修正作業事前確認(8/31·部会)	
10月		第2回部会(10/4) ・計画案策定修正作業 ・男女共同参画市民意識調査結果概要について ・事業進捗状況調査結果について	
11月	第2回委員会(11/30) ・計画案について ・男女共同参画市民意識調査結果 概要について ・事業進捗状況調査結果について	第2回会議(11/21) ・計画案について ・男女共同参画市民意識調査結果概要について ・事業進捗状況調査結果について	
12月			
平成31年	計画案確認(1/11)	計画案確認(1/11・行政推進会議)	
2月			パブリック・コメント の実施
3月	第3回委員会(3/19) ・計画最終案について ・パブリック・コメントについて	第3回会議(3/20) ・計画最終案について ・パブリック・コメントについて	



## 名簿

### ■蕨市男女共同参画推進委員会

氏名	\$	所属等			
成田	弘子	蕨市男女平等推進市民会議			
三浦		沖電気工業株式会社			
田中	京子	蕨市立小中学校校長会			
○岩渕	養光	蕨市町会長連絡協議会			
小島	淳子	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会			
加藤	光男	パートナー編集委員			
◎足立	明美	子育てアドバイザー			
池上	東二	男女共同参画推進員			
金丸	謙二	公募			
坂口	麻美	公募			

◎は委員長 ○は委員長代理

任期:2017年7月16日~2019年7月15日

## ■蕨市男女平等行政推進会議委員

	部課・職名	氏 名
秘書広報課	秘書広報課長補佐	倉石 信絵
	総務部次長兼人事課長	阿部 泰洋
総 務 部	庶務課長補佐	上村亜希子
	税務課長補佐	奥田 純子
	市民課長	筒井 洋二
市民生活部	市民活動推進室長	○樋□ 裕一
	医療保険課長	白鳥 幸男
	福祉総務課長	安治 直尚
はまたが	生活支援課長	宮原 浩
健康福祉部	児童福祉課長	福田望
	介護保険室長	岡田 陽一
都市整備部	まちづくり推進室長	丸山 友之
教 育 部	教育総務課長	田中 昌継
教育部	西公民館長	星野 尚子
市立病院	医務局看護科看護部長	白畑多加江
消防本部	消防本部予防課長	鵫巣 優子

○は会長

任命:2017年4月1日~2019年3月31日

### ■蕨市男女平等行政推進会議

	部課	職名	氏 名
秘書広報課	広報広聴係	主 事	斎藤 浩之
	庶務課人権担当	主 事	山本 修平
総務部	人事課人事研修係	主 査	南 将寛
	政策企画室	主 事	高木 勇輔
	安全安心推進課 防炎危機管理係	係 長	中村 亮一
	商工生活室	主 事	折口 直樹
市民生活部	市民課市民年金係	係 長	〇平井 典子
	医療保険課 国民健康保険担当	主 事	川端 莉永
	生活支援課保護担当	主任主事	池澤 直子
	福祉総務課 障害者福祉係	主 査	黒須・康文
	児童福祉課児童福祉係	主事補	小林 芽衣
健康福祉部	介護保険室給付担当	主 事	村田 実羽
	福祉・児童センター	副参事	伊東信也
	保健センター保健指導係	技術主査	鹿嶋恵美子
都市整備部	まちづくり推進室	技術主査	浅野 剛
101113年111日	道路公園課公園係	技術主査	福島 誠
	学校教育課指導係	指導主事	保坂 淳
教育委員会	生涯学習スポーツ課 生涯学習振興係	主 査	竹田 有里
教育部	中央公民館	係 長	瀬口 正浩
	図書館奉仕係	主 事	浜村 大輔
市立病院	事務局庶務課 庶務経理係	主 事	山下 尚記
消防本部	総務課庶務係	課長補佐	萬年 祐次

○は部会長

任命期間:2018年5月30日~2019年3月31日

#### ■事務局

部課	職名	氏 名
市民生活部 市民活動推進室	室長	樋口 裕一
	係長	津田・美穂
	主事	原田ちゆみ



## 蕨市男女共同参画パートナーシッププラン (第2次)後期計画

2019年3月 発行/埼玉県蕨市 編集/市民生活部 市民活動推進室 〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号 TEL(048)433-7745(直通) e-mail siminsit@city.warabi.saitama.jp URL http://www.city.warabi.saitama.jp